

767

86



0023856000

2

0023856-000

767-86

戦時戦後の経済対策

松田雪堂・著

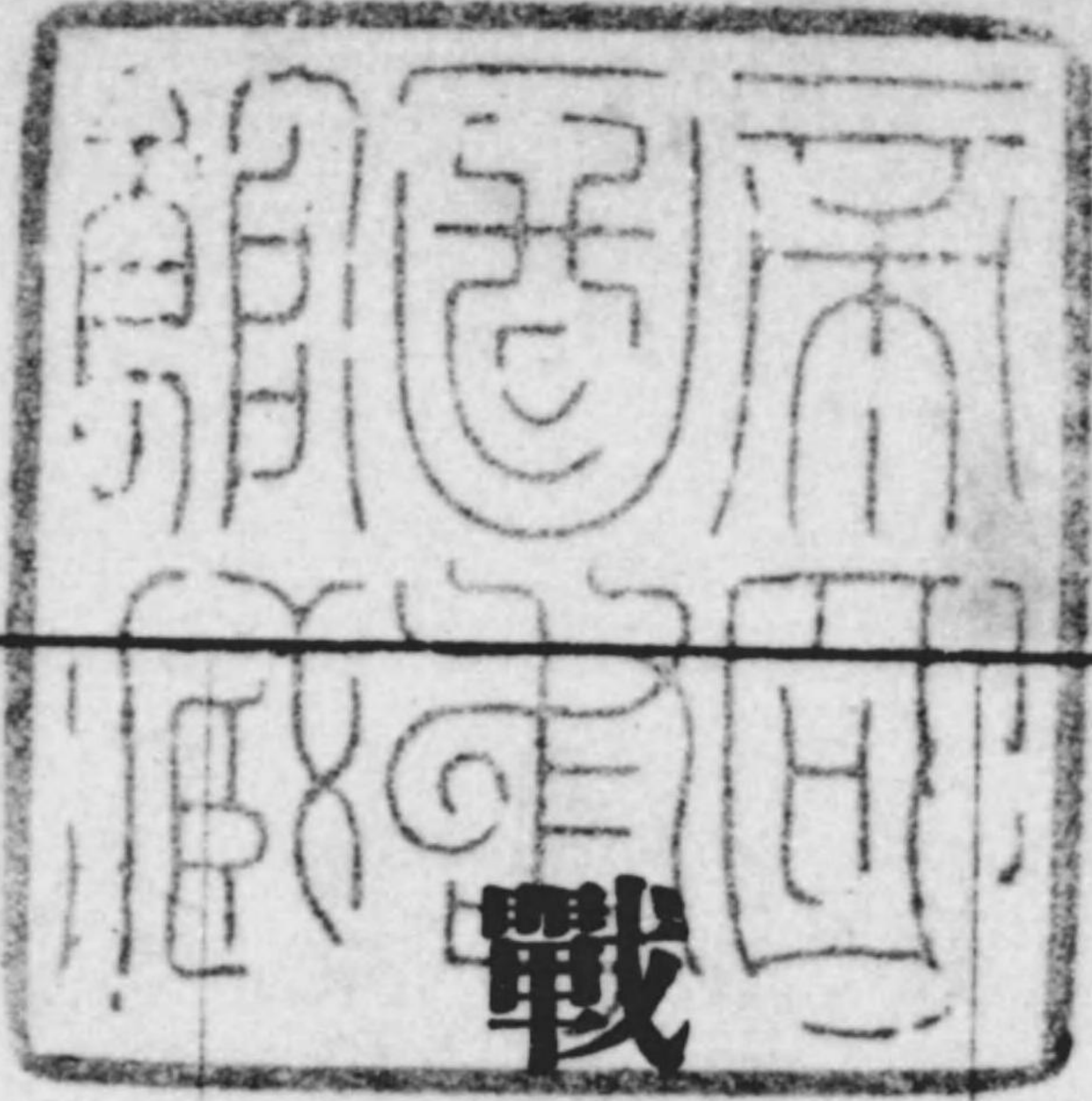
国策研究社

昭14

ADD

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月2日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

341



戰時戰後の經濟對策

前大藏大臣
前商工大臣

池田成彬序文

松田雪堂 著

國策研究社刊行



767
86

序 文

近代における戦争の特質は、その勝敗を武力のみによつて決することは出来ない、旺盛なる精神力とともに、総合的なる経済力の力に俟たなければならない。

新東亞建設てふ有史以來未曾有の大事業達成に直面して之が目的遂行のため今凡ゆる部門に亘つて改新が斷行されつゝある。殊に經濟部門における刷新は影響するところが甚大であるだけに國民の關心も蓋し想像以上のものが看取できる。

凡そ時の流れを観察し、若しくは眼前に展開される事象を解剖するに當つては、須くその歴史に遡つて究むる必要がある。「舊きを識つて新しきを究む」これこそ時世に生きる者にとつて何より緊要な事柄である。

今回、畏友松田雪堂君が多年の蘊蓄を傾注して上梓した本書は、各國の戦時體制下における經濟諸方策の足取りを詳かにし、これに對して十分なる認識を把握せしめ、且つ我戦時經濟の動向を示唆せるもので、時局下の日本にとつて正に機宜を得た著述と云へよう。政治家も讀むべく、實業家も讀むべく、學者も學生も亦讀むべき良

書たることを信じ、敢て世に推薦する所以である。

昭和十四年四月廿一日

池田成彬

序

今日及び明日の戦争は欲すると欲せざるとに拘らず、ルーデンドルフ將軍の言草ではないが、いはゆる全體戦で終始することゝならざるを得ぬ。しかし今後全體戦は過去における凡ゆる大戦よりも遙かに深刻に、遙かに廣汎な經濟的全體戦に依存せざるを得ないであらう。

今や、わが國は長期抗戦と長期建設の二つの目標の遂行に邁進の歩を進めつつある。しかし、これが目的の貫徹には容易ならざる幾多の障碍と難關が、よこたわつてゐることを知らなくてはならない。これが突破の途は、ヨリ以上の資源、組織の大動員が必要視されるわけである。

現時局下においては、これ等に關する幾多の研究書、調査書が世に出てゐる

わけであるが、この種の大部分は概して理論的、専門的に偏し、實證的、實踐的なものはいたつて乏しい憾みがある。

この意味において、本書が多少なりともこの役割を果すことができれば望外の幸せである。

上梓に際し、公私とも寸刻の暇のない繁忙の身を以つて、特に序文と校閲の勞を惜しまれなかつた池田成彬先生に對し、厚く感謝の意を表する次第である。

昭和十四年四月廿一日

松田雪堂

目次

第一編 事變下の増税と次に來るもの	(一)
第一節 増税の必然性	(一)
第一 軍事費は膨脹の一途	(一)
第二 増税の必至性	(二)
第三 結城増税實現の前後	(三)
第四 馬場税制改革案の全貌	(四)
第五 均衡を目標の増徴的馬場案	(七)
第二節 事變下第一次の増税	(八)
第一 財界の安堵した結城増税案の登場	(八)

第二 國庫增收目標だけは馬場案を引つぐ	(九)
第三節 事變下第二次の増税	(一〇)
第一 十三年度増税の特徴	(一〇)
第二 間接税偏傾にすぎる増税	(一一)
第三 増税と物價騰貴問題	(一二)
第四 所得税中心に増徴	(一三)
A 法人の所得税	(一四)
B 有價証券預金利子の課税	(一五)
C 個人所得は免税點引下げ	(一六)
第五 臨時利得税は時局税として恰好	(一七)
第六 法人資本税は二割増徴	(一八)

第七 取引所税は重い	(一九)
第八 甘黨にこたへる砂糖消費税	(二〇)
第九 通勤者以外にかゝる通行税	(二一)
第十 入場税は一割の課税	(二二)
第十一 物品税は大擴張	(二三)
第十二 新たに隣寸に課税	(二四)
第十三 辛黨に痛い酒税の増徴	(二五)
第四節 事變下第三次の増税	(二六)
第一 新增税の戰時的役割	(二七)
第二 臨時利得税の増税	(二八)
一 法人の臨時利得の改正	(二九)

二 個人の臨時利得の改正 (三八)

従來の個人利得税は輕微の引上げ…新たに船舶、鑛業、砂糖業に課
税…各國の利得税との比較

第三 利益配當權の増税の引上げ (四三)

第四 公債及社債利子税の引上げ (四三)

第五 砂糖消費税の引上げ (四三)

第六 清涼飲料税の引上げ (四四)

第七 印紙税の引上げ (四四)

第八 物品税は時局税として第二次の大擴張 (四五)

第九 時局税として新しく生れた建築税 (四八)

第十 時局税として新しく生れた遊興飲食税 (四九)

第十一 生産擴充を意圖する減税 (五〇)

一 留保所得に對する課税の輕減 (五一)

二 重要物産製造業に對する免税の擴張 (五三)

三 補助金研究費等に對する特例 (五五)

四 固定資産に對する減價償却 (五六)

五 來るべき税制改革 (五七)

第二編 戰時戰後における各國の物價對策 (五九)

第一節 物價對策の意義 (五九)

第一 戰時下の高物價對策 (五九)

第二 物價對策の現段階的意義 (六〇)

第三 成功した物價對策と不成功に終つた物價對策 (六一)

第二節 イギリスにおける物價對策 (六三)

第一 戰時戦後の物價騰貴の足どり……………(六三)

第二 物價調節は食料品に重點をおく……………(六五)

第三 調節の效果は薄弱……………(六七)

第三節 アメリカにおける物價對策……………(六九)

第一 物價騰貴の原因とその足どり……………(六九)

第二 物價統制の諸政策……………(七〇)

通貨問題…生産減少に對する方策…税法の改正…食料品管理法の改正のみ通過…貯藏暴利の不正行爲の取締…陸海軍貯藏品の拂下げ…公正價格委員會の設置…節儉の奨勵…砂糖、石炭、小麦粉の管理…肉類の價格低減運動

第四節 フランスにおける物價對策……………(七三)

第一 フランスの騰貴原因とその特色……………(七三)

第二 フランス政府の對策措置……………(七五)

生産擴充…消費の制限…配給の圓滑…暴利取締

第三 對策措置の效果……………(七七)

第五節 ドイツにおける物價調節策……………(七八)

第六節 スイスにおける物價對策……………(八〇)

第一 物價對策に對する政府の措置……………(八〇)

第二 物價對策の實效……………(八三)

第七節 スペインにおける物價對策……………(八三)

第一 スペインにおける物價對策の法令……………(八三)

第二 物價調節策のため一省を設置……………(八三)

第三 物價調節の効果……………(八五)

第八節 オランダにおける物價調節策……………(八六)

第一 オランダ政府の物價調節の施設……………(八六)

戦時施設の繼續：調査委員及物價評議會を設置：消費節減の運動：
供給保障の積極手段……………

第二 主なる生活必需品に關する調節策……………(八六)

第九節 スエーデンにおける物價調節策……………(九一)

第十節 ブラジルにおける物價調節策……………(九三)

第一 日用必需品管理局設置……………(九三)

第二 物價調節の範圍、方法……………(九三)

第三 調節策の効果……………(九三)

第十一節 チリにおける物價調節策……………(九四)

第一 チリにおける物價調節の施設……………(九四)

第二 官設市場は物價騰貴を抑制せず……………(九四)

第十二節 エジプトにおける物價調節策……………(九五)

第一 政府の實行した措置……………(九五)

第二 政府の措置の効果……………(九六)

第十三節 アルゼンチンにおける物價調節策……………(九七)

第十四節 わが國における物價調節策……………(九九)

第一	生産の擴充對策……………	(105)
第二	輸入の促進對策……………	(106)
第三	輸出の統制及制限……………	(111)
第四	暴利取締令の發令……………	(113)
第五	外國米管理令の制定……………	(114)
第六	穀類收用令を發令……………	(115)
第七	木材及木炭の生産擴充……………	(116)
第八	戰時船舶管理令の發令……………	(119)
第九	鐵道輸送の無賃及割引制……………	(120)
第十	海産物の廉價市場開設……………	(121)
第三編 戰時戰後における各國の經濟施設(一) ……………(131)		

第一節	ドイツの貿易統制々度……………	(131)
第二節	ドイツの貿易上の制限……………	(139)
第三節	絶對的輸入の禁止制……………	(141)
第四節	經濟省の設置と實業家の國策參與制……………	(144)
第一	中立國貿易の獎勵……………	(144)
第二	營利を目的としない輸出會社の設立……………	(145)
第三	工業集中の強化……………	(146)
第四	ドイツの窒素事業の國營……………	(148)
第五	ドイツの電氣事業の國營……………	(148)
第六	諸種の研究所の設立……………	(149)

第七	補助金の下附と懸賞の附與……………	(一五〇)
第八	戦時經濟博物館の設立……………	(一四一)
第九	東洋經濟研究所の設立……………	(一四二)
第十	東洋に關する實業教育……………	(一四三)
第十一	帝國經濟省の新設……………	(一四四)
第十二	實業家の國策參與……………	(一四九)
第十三	其他の戦時施設……………	(一五一)
	船舶補助法の發布…貨物に對する船舶の政府管理	
第十四	戦時の食糧施設……………	(一五五)
	戦時食糧局及食糧省の新設…食糧の生産統制…食糧品の配給統 制…食糧品の消費統制	

第五節 ドイツ戦後の貿易政策……………(一六一)

第一	極端なる貿易の統制管理……………	(一六一)
第二	貿易振興のための動員設備……………	(一六三)
	外務省對外貿易の新設…貿易報告及宣傳のための協會…外國局 …輸出組合及シンジケート…外國商業會議所…商業興信事業… 見本市の統制	

第三	保護貿易の拋棄と自由主義への移行……………	(一六七)
----	-----------------------	-------

第六節 イギリスの貿易産業發展策……………(一六九)

第一	貿易増進の施設……………	(一六九)
	貿易増進策…民間における輸出増進施設…貿易取締の政策	
第二	産業發展に關する施設……………	(一七四)

第四編 戦時戦後における各國の經濟施設(二)……………(一八九)

第一節 アメリカの貿易増進政策……………(一九)

第二節 政府側の施設……………(一九)

第一 米國輸出貿易獎勵法(ウエツプ法)の制定……………(一九)

第二 米國外國貿易委員會の新設……………(一九)

第三 戦時金融會社の設立と改革……………(一九)

アメリカの貿易金融…戦時金融會社法の改正

第四 船舶局の新設……………(一九)

第五 商船法の制定……………(一九)

第六 エツヂ法の制定……………(一九)

第三節 アメリカにおける通貨對策……………(二一〇)

第一 金銀塊及通貨輸出の禁止……………(二一〇)

第二 金銀輸出禁止の解禁……………(二一一)

第四節 外國爲替業取締令發布とその緩和……………(二一一)

第一 外國爲替業取締令の發布……………(二一一)

第二 爲替業取締の解除……………(二一二)

第五節 鐵道運賃の値下げ……………(二一七)

第六節 民間側の施設……………(二一七)

第一 ウエツプ法による合同の成立……………(二一七)

第二 外國貿易金融機關の設立……………(二一八)

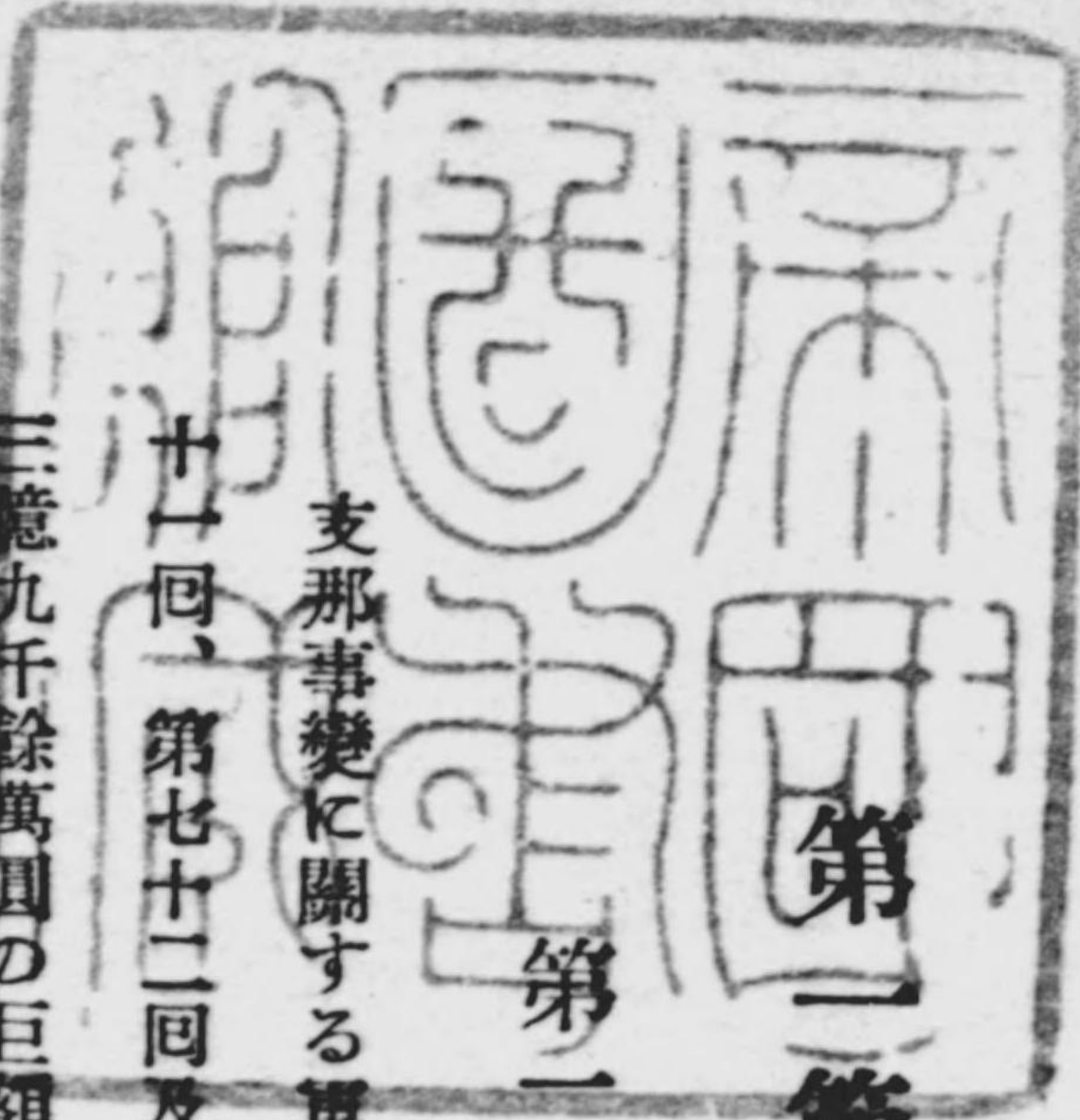
第三	アメリカ棉花輸出金融組合の設立	(二二〇)
第四	アメリカ貿易會社の設立	(二二一)
第五	國際通商會議の開催	(二二三)
第六	アメリカ銀行協會の委員會設置	(二三三)
第七	銀行家荷送人保險會社の設置	(二三三)
第八	佛米銀行の設立	(二三四)
第九	ニューヨーク新割引會社の設立	(二三五)
第十	全國外國貿易大會の開催	(二三六)
第十一	戰後ヨーロッパを風靡した保護貿易	(二三九)
第五編 戰時戰後における各國の關稅政策 (二三三)		
第一節	戰後における各國の關稅政策	(二三三)

第二節	イギリスの關稅政策	(二二七)
第三節	ドイツの關稅政策	(二四一)
第四節	フランスの關稅政策	(二四四)
第五節	イタリーの關稅政策	(二四四)
第六節	オランダの關稅政策	(二四七)

戦時戦後の経済対策

第一編 事變下の増税と

次に來るもの



第二節 増税の必然性

第一、軍事費は膨脹の一途

支那事變に關する軍事費は、いはゆる臨時軍事費特別會計豫算に計上されてゐるが、第七十一回、第七十二回及び第七十三回の各帝國議會の協賛を経た、臨時軍事費の總額は、七十億九千餘萬圓の巨額にのぼるわけであるが、今期第七十四議會の協賛を得た昭和十四年度の臨時軍事費は四十六億圓餘、これに一般會計陸海軍追加豫算の六億七千萬圓餘を合計すれ

ば五十二億七千萬圓にのぼる。

さらにこれに、今回新例として計上された豫算外國庫負擔となるべき契約の七億圓餘を除外するとしても、陸海軍の本豫算だけを合すれば、明年度總軍事費は六十四億となり、十三年度の約六十一億圓に比較すれば、約三億圓の増加となつてゐるわけである。

しかして、この大軍事費の財源は何によつて捻出されてゐるかといへば、いふまでもなく公債と増税によつて賄はれてゐるわけで、昭和十四年度の公債の新規發行豫定額は、昭和十二年度の豫定額たる五十六億圓を遙かに突破することゝなるであらうとみられてゐる。

— 2 —

第二、増税の必至性

今日のところ、公債の消化は順調に進んでゐると稱してさしつかえないのであるが、日本銀行の手持公債の増加は免れない情勢で、これに備えるために保證準備高を十七億圓より一躍二十二億圓に増加してゐる。しかし今後における新規公債の消化には、さらにそれ以外の

方法を考慮する必要に迫られてゐるわけである。即ち五六十億圓にのぼる新規發行公債は、敢て健全財政を固守する建前からでなくとも、少くとも利拂だけでも經常収入に仰がねばならぬのは當然のことからである。

こゝにおいてか、臨時軍事費財源を増税に據るべしといふ論者は勿論、公債支辨を主張する論者といへども、最小限二三億圓の利拂ひ財源の増税は已むを得ないといふことに歸着する所以である。

第三、結城増税實現の前後

こゝにあらためて事變の財政史を繙くまでもなく、わが國の過去三ヶ年にわたる戦時財政は、増税の歴史をもつて蔽はれてゐる。即ち昭和十二年には前後二回にわたる増税が行はれてゐる。

林内閣の結城大藏大臣は、臨時租税増徴法によつて従來の租税を増徴するとともに、法人

資本税、外貨債特別税、有價証券移轉税、揮發油税の新税を行つたが、實はこの新税案は馬場案の國庫增收目標のみをうけついでやうな結果に終つてゐる。

即ち當時ドイツの國防經濟と對立して登場してきたのが、わが國のいはゆる準戰時體制論で、昭和十一年馬場藏相の手によつて着手された税制整理案も、準戰時體制下の税制整理案といふだけあつて、近來にない大がりのものであつたが、その目標は次の三項目であつた。

第四、馬場税制改革案の全貌

一、中央地方を通ずる税制の根本的改革を行ひ國民租税負擔の均衡をはかること。

(イ) 地方的負擔の不均衡の是正

(ロ) 動産不動産の間の不均衡の是正

(ハ) 法人個人間の不均衡の是正

二、租税収入の増加をはかるを以つて、財政の基礎を確立するとともに、現代の國費を漫然

後代の負擔に残すがごときことなからしめること。

三、中央地方を通じ、弾力性ある税制を樹立すること。

右の目標の下に地方的負擔の不均衡是正の方策としては、戸數割の廢止、雜種税その他の輕減、小額地租免除範圍の擴大、國稅附加税の制限又は撤廢及び地方財政調整交付金制度の確立等があげられた。

動産、不動産の間の均衡をはかる方策としては、家屋税の中央移管とその輕減、證券移轉税及び賣上税の創設、國債への課税等が數えられた。

又法人と個人との負擔均衡については、法人所得税及び法人營業收益税の重課等が提案されたばかりでなく、第二種所得税の源泉課税が綜合課税に改められたことも注目に値する。

稅收増加策としては、所得税、營業收益税、相續税の大幅的の引上げ、消費税の一二割の引上げ及び各種新税の創設をあげることができる。

又税制に弾力性を與える方策としては、次のごとき新税があらたに姿を現した。

一、財産税

(1) 法人は拂込資本金及び積立金の合計額(繰越缺損額控除)にたいし千萬の一・五の課税をなすこと

(2) 個人は三萬圓以上の財産(負擔控除)にたいし千分の一の課税をなすこと

二、賣上税

(1) 賣上金額にたいして千分の一の課税をなすこと、但し百貨店は千分の三とすること

(2) 賣上金額三萬圓以上のものにのみ課税すること

(3) 米、藁、肥料などは免除すること

三、有價証券移轉税

國債萬分の五、その他千分の一の課税をなすこと

四、揮發油税

揮發油にたいし一ガロン五錢の税率を課税すること

五、所得税

國債利子の免税廢止、第二種所得税の免税點を千二百圓から千圓に引下げられた。

第五、均衡を目標の増徴的馬場案

馬場税制改革が負擔の均衡、特に都市と農村との負擔の不均衡是正をとりあげたことは、確かに國民經濟の發展を阻害してゐた重要モメントに解決のメスを揮つたものとして相當期待されてゐたのであるが、折角の税制改革も賣上税その他の國民大衆の生活を脅威する列國で札付の悪税を採用したことは、何といつても不成功の譏りをまぬかれなかつた。

兎に角、馬場税制改革案が幾多の進歩的性格を把握したに拘はらず、世間から罵々たる批難の雨を浴びざるを得なかつた原因は、負擔の均衡化を目標に無謀な増徴的改革を斷行しようとしたことにあるといへる。

しかしこれまでの税制改革のうちでは最も進歩的性格を多分に把握する案であつたといふ

ことができるのであるが、同時に負擔の均衡を目標とする税制案としては、最後のものとして歴史づけられたわけである。それだけにその後の歴代内閣の税制改革において、或ものは採用され、或ものは引繼がれて陽の目をみることもなつたものもある。即ち結城税制改革案では、法人資本税、外貨債特別税及び揮發油税等の諸税は戦時増税案の内容として採用されたわけである。

第二節 事變下第一次の増税

第一、財界の安堵した結城増税案の登場

馬場増税案に代つて登場した結城蔵相の企畫する増税案は、馬場税制改革案が企圖した三大目標である中央地方を通ずる國民負擔の均衡、國庫の増收、彈力性ある税制の確立のうち二つまでを失ひ、たゞ單に國庫の増收を目標とする臨時租税増徴案のみが登場した。

即ち所得税、法人營業收益税、資本金子税、相続税、礦産税、酒税、砂糖消費税、取引所税及び臨時利得税を増徴し、國債の利子に利得税を課し、金鑛及び銀鑛に特別税を課すること、但し右の増徴額及び特別税にたいしては地方において附加税を課することを得ざることとした。

右のうち、所得税は普通、清算とも十割増徴、國債利子にも課税することとし、第二種は現行税額の五割増徴、第三種は二割乃至七割の増徴を行つた。營業收益税は、法人については、現行の百分の三・四を百分の四に、個人は現行通りとし、資本金子税は十割の増徴となつた。相続税は現行税額にたいし二割乃至十割の増徴とし、その他一齊に引上げられたが、しかし馬場案に比較すれば餘程緩和された。

第二、國庫增收目標だけは馬場案を引づく

新税としては、法人資本税、外貨債特別税、揮發油税及び有價證券移轉税が創設され、馬

場案の三大目標の一である國庫增收目標だけが引つぎをみたこととなる。

しかし結城案においては、馬場案のいはゆる地方的負擔の不均衡是正及び弾力性ある税制樹立の立場から立案してゐた財産税及び取引税等は、綺麗さつぱり姿を消した。同時に又大衆的に批難を浴びた第三種所得税の免税點引下げが取止めとなつてしまつた。

第三節 事變下第二次の増税

第一、十三年度増税の特徴

結城増徴案実施後間もなく支那事變が勃發し、政府は慌しく增收一億圓の北支事件特別税を実施し、所得特別税、臨時利得特別税、利益配當特別税、公社債利子特別税及び物品特別税を施行した。さらに第七十三議會において、これを擴大して支那事變特別税(增收三億圓)として提案通過せしめ、十三年四月一日から實施した。しかしてこの特別税の軍事費として

の役割、特徴及内容はどうかといへば概ね次のごときものである。

第七十三議會を通過した臨時軍事費追加豫算總額は四十八億餘萬圓で、右にたいする収入財源の主なるものとしては

- 一、支那事變特別税法實施に伴ふ増税収入二億九千萬圓(平年時三億一千万圓)
- 一、煙草値上げに伴ふ增收額 一千万圓
- 一、外地各特別會計よりの繰入金 九千三十萬圓
- 一、外地増税収入繰入金 一千万圓
- 一、北支事件特別税殘額 —

右を合算した四億餘萬圓が、普通歳入として見込まれてゐたわけだから、その不足分たる四十四億餘萬圓が結局公債として賄はれることとなつたわけである。

右二億九千萬圓の税金財源としては何といつても首位に位するものが所得税、利得税等の直接税であることに異りはないが、これに次ぐ砂糖税、通行税、入場税等のいはゆる間接税

のうちでは何といつても物品特別税が税額からいつても又社會的意味からいつても最も大きな役割を占めてゐるといへやう。十三年度の増税においては、直接税が二億八百萬圓で間接税が約九千二百萬圓に達し、割合からいへば、ほど二對一の割合となつてゐることが特徴の一つといへる。いま一つは間接税九千二百萬圓のうち六千二、三百萬圓が物品特別税をもつて占められてゐるといふことが一つの特徴といつてよからう。

第二、間接税偏傾にすぎる増税

北支事件特別税における間接課税が、増徴總額の十分の一に足らぬ比率であつたのに較ぶれば支那事變税の増徴ぶりは、間接税偏傾にすぎ、中産階級、大衆庶民階級に偏重した増税方法だといへる。北支事件特別税における物品特別税は、總額九百九十九萬八千圓で、一千万圓に足らない少額であり且つその種目が貴石、貴金屬、亀甲、珊瑚、等々の純粹の奢侈品と、寫眞機、蓄音機、樂器類のいはゆる贅澤品十種を出でなかつたのに反し、支那事變税の

課税種目は時計、萬年筆、靴、家具、漆器、陶器、メリヤス、化粧品、マツチ等のあらゆる生活必需品に及んでゐる。

半贅澤品とはいへ、酒類のときは出庫課税として清酒、麥酒等の大衆向嗜好品が石當り五圓の増税となつてをり、かくて第一種第二種を併せて二千四、五百萬圓、酒類三千萬圓、マツチ七八百萬圓、合計六千二三萬圓となり、北支事件特別税の總額に較べて六倍以上の擴張となつてゐることは國民大衆の生計からいへば大きな脅威となることは争はれぬ。

第三、増税と物價騰貴問題

支那事變税における物品特別税の一般物價に及ぼす影響についていへば、課税物件が既成品であり且つ生活必需品といつても、二次的のものであり、半贅澤品もは入つてゐることであるから、直接に一般商品の生産コストを高め、勞賃を昂騰せしめる虞はないにしても、課税物件があらゆる生計費に關聯をもつ品目が入つてゐる點から見て、いきおひ日常生活品

は昂騰を呼ぶものとみて差支へない。

ヨーロッパ戦争当時イギリス、フランス、ドイツ等が物價の昂騰で苦しみ、低いものでも三割四割、高いものは五十割、六十割の昂騰で苦しんだことを思へば日本の現状のごとき騰貴したところで大したことはないと思はれるが、増税ぐらゐ物價騰貴に靚面に影響を及ぼすものはないことに想ひいたれば、政府は別に考へるところがなければならなくなるであらう。

第四、所得税中心に増徴

所得税はいふまでもなく、わが國直接税體系の中樞をなすもので、所得税を根幹として、あらゆる税金は組立てられてゐる。従つて、十三年度の事變税の増徴も所得税を中心として、増徴の觸手をのばしてゐる。すなはち

一、法人つまり、銀行、信託會社、その他あらゆる産業會社の所得に課する第一種所得税か

ら五千五、六百萬圓

二、銀行、會社即ち法人たると個人たるとを問はずその所有にかゝる公社債の利子、銀行預金の利子、貸付信託の利益などのいはゆる第二種所得税から四、五百萬圓
三、純然たる個人の所得に課する、いはゆる第三種所得税が六千二、三百萬圓
これ等すべて併せて、一億二千萬圓を増徴して劃期的の事變税に恰好をつけやうとしたわけである。いま、税率、内容に觸れてみれば左の通りである。

(A) 法人の所得税

法人所得のうちにもいろいろあるが、

(イ) 普通所得、これは銀行や會社の決算期における純益金に課するもので、二割五分を課徴するわけである

(ロ) 營利銀行、會社が解散した場合の殘餘財産に課する清算所得にはこれ又二割五分の

課税を行ふわけである

(ハ) 少数の同族で経営する、いはゆる同族會社に課する同族加算税にも二割五分

(ニ) 普通所得がその會社の拂込資本金と積立金を合せた資本金の一割以上になつた場合にその超過額に對して課する超過所得に對しては一割の増徴を行ふ

右によつてもわかる通り、こんどだけの増徴なら大して驚くほどのこともないが既に結城蔵相時代の増税で、普通所得と清算所得には十割、同族會社の加算税には五割の増徴を行ふてゐるから大變である。

尤も、從來賦課されてゐた北支事件特別税は、清算所得を除いては、凡ての所得に對して、一割を重課されてゐたが、第二次の事變税ができて廢止されてしまふことゝなつたので、結局結城蔵相時代の増税による税率百分の十と北支事變特別税による百分の一を加へた百分の十一に對し、支那事變税は百分の十二、五となるわけだから、純増徴は一割五分といふことになる。

(B) 有價証券預金利子の課税

有價証券利子及預金利子にたいする課税は所得税第二種、資本利子税、外貨債特別税のほか北支事件特別税では利益配當特別税、公債及社債利子特別税がかゝつてゐる。この中支那事變税で増徴になつたのは、第二種所得税のみで資本利子税、外貨債特別税の二つの税金は据置きとなつた。

北支事件特別税の利益配當特別税、公債及社債利子特別税は、各利益配當税、公債及社債利子税と名稱を變更してそのまま引繼いだわけである。

臨時租税増徴法では所得税法の規定に拘らず

甲、國債利子 百分の二

國債以外の公債の利子 百分の六

その他 百分の七・五

乙、 百分の十
を課することとなつてゐる。

さらに國債以外の第二種所得には所得税額の百分の五の北支事件特別税がかゝつてゐる。
十三年度の案ではこれを左の如く改正した。

甲、(イ) 國債の利子

利率年四分以下のもの 百分の二

利率年四分を超ゆるもの 百分の二・五

(ロ) 國債以外の公債の利子

利率年四分五厘以下のもの 百分の六・五

利率年四分五厘を超ゆるもの 百分の七・五

(ハ) 社債の利子

利率年四分五厘以下のもの 百分の八

利率年四分五厘を超ゆるもの 百分の九・五
(ニ) その他 百分の八

乙、 百分の十二・五

こんどの特徴は、低利物と高利物と二種類に分け、増徴率を區別し、前者に軽く、後者に重くしたことである。低利物は現在發行される公債社債を基準としてゐる、この區別を設けた理由は、一方に所得税は一般に基本税（臨時増徴法による増徴分を含む）の二割五分増徴の原則を高利物の税率引上げにより第二種所得にも及ぼすと共に、他方國債については今後年々歳々膨脹してゆく國債を消化する上に支障なきやう全然増徴しない、社債も國債との税引利廻りを變化させて起債界の停滞を導いて、賀屋藏相就任當初聲明した生産力擴充のお題目に反しないやう現行税負擔額を基準とし、税率の端數を修正する程度に止めたわけである。

銀行預金についても、國債の利廻り、免税預金利子との均衡を破らないやう税率の端數修

正の程度に止めた。

北支事件特別税では、利益配當特別税、公債及び社債利子税といったもので、利益配當税は法人の七分以上の配當につき七分を越ゆる金額の一割の課税を行ふこととした。

公債及社債利子税は外貨債を除き、四分以上の國債及四分五厘以上の地方債、社債の利子につき各四分及び四分五厘を越ゆる金額の一割を徴収する。北支事件特別税と内容は全然同一である。

(C) 個人所得は免稅點引下げ

第二次の増税で最も注目すべきは、物品税の新設とともに第三種所得税、通行税、入場税、砂糖税の増徴といふことである。特に所得税の増徴總額約一億二千萬圓のうち第三種個人所得税のそれがその半を越えて六千三、四百萬圓に達してゐるといふことは、社會問題として注目すべきことがらである。

第三種すなはち個人の所得にたいする課税は、臨時増徴法改正により改正した税率に二分五分を増徴することとなつた。たゞ第三種所得税で注意すべきことからは免稅點引下げと高額所得者にたいする緩和規定である。

この改正は出来るだけ廣範圍にわたつて事件費を負擔させるといふ見地からか免稅點を千二百圓から千圓に引下げた。千圓から千二百圓までの所得のものには所得の百分の一の所得税がかかることになつてゐる。ところがこの階級層には東京市のごとく、地方によつては特別所得税を課してゐるところがあり、東京市のは八百圓以上だから八百圓以上千圓までは依然東京市の財源として利用されるわけだが、千圓以上千二百圓までの階級層に移換されることとなるわけだから減収は免れない。支那事變特別税は、原則として附加税を認めないが、この儘では地方團體が困ることとなるので現在特別附加税を課してゐるところは、附加税を認めて地方財政の運用に資することとした。五千圓までは勤勞所得の二割控除規定が存して居るから千圓の免稅點では結局、月收百圓乃至百十圓位から課税されることとなる。

いま一つ高額所得の負擔緩和規定といふのは、法人の場合百分の五十で増徴を打切つたのと同じ意味のもので、第三種所得税が所得の百分の五十五に達したところで増徴をうち切る規定である。

但し法人の場合のやうに臨時利得税を含めない。この適用を受けるのは、所得階級百七十四萬圓位からである。

第五、臨時利得税は時局税として恰好

戦時利得税はどここの國でも戦時中實施した税金で、イギリス、アメリカ、ドイツ等々に設けた。

ドイツは法人、個人に課税し、個人の方は二年前の營業年度の利得と實施期の營業年度の利得と比べて財産増加額の百分の五乃至百分の五十の税率を課税した。

法人の方は戦前の平均利得にたいする戦時營業年度の超過利得に對し課税し、超過利得に

對し課税し超過利得の百分の十乃至百分の四十五の課税を行つた。

わが國の臨時利得税は、本來の臨時利得に對する課税の外に事變利得にたいし思ひきつた課税を行つた。本來の臨時利得税は、第二次の甲種臨時利得に對する課税と稱するもので、法人の方は昭和四、五、六、三事業年度の平均利得にたいし超過した利得金額（昭和四、五、六年の平均が七分未満のときは七分以上）に對し臨時増徴法により百分の十五を課税し、更に北支事件特別税でその税額の百分の十五に相當する金額を徴收し、合計百分の七・二五に相當する課税となつてゐる。

個人の方は、營業收益が、昭和四、五、六年の平均利得を超過した部分につき、臨時増徴法により百分の十を課税し、さらに北支事件特別税によりその税額の百分の十五に相當する全額を徴收し、合計百分の十一・五に相當する課税となつてゐたものである。

こんどはこの部分を甲種と稱し、北支事件特別税を含めた現行税率を適用し、税率を法人の方が百分の十七・二五で個人の方が、百分の十一・五と改めた。

乙種の方は、昭和九、十、十一、三ヶ年の平均利得以上（一割未満の場合は一割以上）の利得にたいし課税するもので事變利得を狙つたものである。

税率も乙種の方は、法人百分の三十、個人百分の二十といふ高率課税である。たゞ小法人を大法人會社と同一視するのは穩當を缺くといふのに、資本金十萬圓以下の會社にたいしては、特に百分の二十五の輕減率をもつて臨んだ。なほ甲種利得と乙種利得と重複する場合は、乙種の利率すなはち高い方の税率だけを適用する。

しかして、法人については、十三年一月以降事業年度の到來する分から適用することゝしたわけである。

第六、法人資本税は二割増徴

法人資本税は、昭和十二年に新しく設けた税金で、資本金額の千分の一の課税であるが、これを二割増徴して千分の一・二とした。

第七、取引所税は重い

取引所税は取引所營業税と取引税とに分れてゐる。取引所營業税は、十二年の臨時増徴法で一割増徴を行ひ、賣買手数料収入の百分の十五を百分の十六・五に改正したが、十三年には全然手を觸れなかつた。取引所取引税は、さらに第一種地方債及び社債、第二種株式、第三種商品の各取引に分れるが、十三年には第二種即ち株式取引のみ増徴し、短期清算取引萬分の四、長期清算取引萬分の六に引上げた。

取引所税法、臨時増徴法、支那事變特別税法による第二種の各税率を比較すれば左の如くである。

	取引所税法	臨時増徴法	支那事變特別税法
短期	萬分の一・五	萬分の一・七	萬分の一・四
長期	萬分の二・五	萬分の四・五	萬分の一・六

十三年の税法では、今までにない思ひ切つた増徴ぶりを示すことゝなつた。かういふ時局でもつとも大きなショックを蒙るものはこの社會だといへるかも知れぬ。

第八、甘黨にこたへる砂糖消費税

いまさら、砂糖が贅澤品だといふことはいへぬだらうが贅澤品奢侈品ならざるホントの衣食住に課税される戦時體制下では煙草、酒に次いでイの一番に狙はれるのはかうした税金だらう。砂糖消費税の引上げ率は、第一種の甲すなはち樽入黒糖百斤につき三十錢、氷砂糖等の第四種は百斤につき一圓、その他は一律百斤につき七十錢、白砂糖は一斤につき七厘づゝ税金が高くなつた。なほ糖密、糖水等も悉く引上げられた。

砂糖についての改正で、税率以外に重要なことからは、徴收猶豫期間を六ヶ月以内から三ヶ月以内に短縮したことである。砂糖を製造場から引取つてから擔保を提供して右期間内砂糖消費税の徴收を猶豫して貰ふ規定で、この規定により十二年度中に引取つたものに對する

税と、十三年分の税と重なつて納入する期限が到來することゝなる勘定だから、十三年度の砂糖消費税は非常な増収となつたわけである。この増税によつて平年度増収は一千萬圓に見積られてゐるが、十三年度は二千萬圓の増収は間違なからう、いま新税率の内容をしめせば左の如くである。

	増徴法	新税率
第一種 甲	一・〇〇	一・三〇
乙	二・〇〇	三・四〇
第二種	六・五〇	七・二〇
第三種	八・〇〇	八・七〇
第四種	一〇・〇〇	一一・〇〇

砂糖税はどここの國にもある税金で、イギリスも一九一五年關稅、消費税とも、砂糖、糖密、葡萄糖、サッカリンの各種にわたつて戰時的増徴を行つた。同じくフランスも一九一七年消

費糖百疋につき四十法、粗製糖百疋につき四十法、氷砂糖百疋につき四十二法餘、糖密百疋につき二法、グリュコース百疋につき九法の各増税を実施した。ドイツは一九二二年四月内國製糖はすべてに對し、百基瓦につき五十麻の増徴を行つたわけである。

第九、通勤者以外にかゝる通行税

通行税、交通税はこの國にもある税金であるが、大衆課税であるだけに餘程窮してくれば別であるが大抵の場合は後廻しにされることゝなつてゐる。

十三年度の増税では三等だけは五十軒未滿は免税、二等一等の五十軒未滿は二等三錢一等六錢それから先は二等が三等の三倍、一等は二等の二倍、三等の六倍で最高は八百軒以上の一等二圓四十錢である。十三年度の増税では五十軒未滿の三等が免税となつてゐるから、市内電車、市バス、近距離の郊外電車等にはかゝらない。殊にこれは廻數券にも適用することゝなつてゐるから、一般労働者や俸給生活者の通勤には何等の影響もないことゝなつてゐる。

第十、入場税は一割の課税

入場税は觀賞場税、入場券、印紙税、活動寫眞税、入場切符税等の名稱で各國に徴收してゐる税金である。アメリカでは一九一七年に入場切符税といふものを設けて、各種の入場切符に一割の課税を実施したが、誤樂税として已むを得ない税金であらう。

入場税は、見たり聴いたりして楽しむものを第一種とみて、自分で利用して楽しむものを第二種と分けてゐる。

第一種に屬するものは、演劇、映畫、演藝、相撲、野球、拳闘、競馬場その他命令を以つて定むるもの入場料に一割の課税を行ふことゝなつた。但し一人一回十九錢未滿即ち十八錢以下のものは免税となるから、最近流行の十錢、十五錢のニュース映畫にはかゝらないことになる。

命令に定むるものの中には博物館、博覽會、遊園地その他が入る。たゞこの場合政府、公共

團體等が催す展覽會、科學博物館、美術展等はどうか取扱ふか未だ定まつてゐないやうである。

第二種は舞踏場、麻雀場、撞球場、ゴルフ場、スケート場等の入場料及利用料に課税するもので同じく一割の課税であるが、免税點はない。

第二種の方は列舉したものゝ外はかゝらないから弓道、釣堀、碁會所等はかゝらない。

これ等觀覽税、入場税は理窟をいへば大衆課税だ。庶民税だといへぬこともないが、徴税技術の上からいつても、國民精神を鞭打ちつゝ、稅收をあげることが出来る點からいつても最も恰好の税金といへよう。

これ等のものについては、從來興業税、觀覽税を課してゐた地方もあるが、これは廢止して統一的に國家において課税することゝしたわけである。その結果生ずる地方税の減收は、國庫から補給することゝなる。東京市のダンスホールのごとき、現に一割の課税をなしつゝあるから、今まで市に納めたものを國庫に納めるだけで負擔者としては何等變らない。

第十一、物品税は大擴張

北支事件特別税で、寶石、貴金屬、珊瑚、寫眞機、蓄音機、樂器等主として奢侈品、贅澤品に對し課税した物品特別税の範圍を擴充して生活の第二義品、便宜品にまで及ぼしたもので品目は四十五種、燐寸及酒類を加へれば四十七種となつてゐる。

この中第一種の二十四品目は小賣價格に課税し第二種二十一品目は製造場から引取る時に課税する。

稅率は第一種第二種を通じ一割五分のものと二割のものと甲乙二種類に分けられてゐる。

これは大衆の生活必需品にたいし課税するのは、いかに戰時體制下とはいひながら、穩當を缺くとみたためで、煙草値上げにバット以上を据置いたのと同じ趣意だ。しかし事實免税點以下に屬するものは極く少數で大抵のものは免税點以上で課税される。靴、時計の十圓、萬年筆の三圓、帽子の五圓等は文化生活の必需品とみたわけが可なり低く。

しかし物品税は何といつても中流生活者に最も痛い。即ち時計、万年筆、靴、家具、漆器、陶器、メリヤス、化粧品、マツチ等廣汎に及ぶばかりでなく、あらゆる第二義的の生活必需品に及んでゐるから直接に一般商品の生産コストを高めたり、労賃を昂騰せしめたりするやうなことはないにしても結局諸物價の引上げ昂騰を呼ぶこととなる。政府は、いはゆる中産階級層の生活状態をどうみてゐるか判らないが、現在中産階級層の最も困つて居るのは地代や家賃の高いためにどのくらい暮し向きに苦痛を訴へてゐるかわからないといふことである。この上あらゆる生活必需品が、昂騰をつゞけてくることとなれば全く生活も破局に頻してくる。赤字といへば單に政府の專賣特許のやうにいはれてゐたものだが、今日の中産階級の生計ぶりは全く赤字の連続をくり返してゐる仕末である。この際の時局課税はやむを得ないとしても、また別にこれ等階級層の生活改善の途を考慮にいれてかゝらなくてはならぬ。

第十二、新たに燐寸に課税

十三年の増税では新たに、燐寸に課税することとした。これは千本につき五錢で、酒類とともに物品税第三種としたわけである。この燐寸にたいする課税は、イギリスでもドイツでもイタリーでも課税して居るわけで、わが國としては遅くても早すぎはしない。

イギリスは一九一六年燐寸税を新しく設けた。税率は關稅の方が一萬本につき三志六片で、消費税の方は一萬本につき三志四片の課税を行つた。兎にかく、一箱につき僅か五厘の課税だから、資源愛護のため又濫費を防ぐための方法としては我慢する外あるまい。

第十三、辛黨に痛い酒税の増徴

酒税は清酒、白酒、味淋、焼酎、ビール、一石につき五圓、その他の酒類は七圓、外に今まで免税であつた葡萄酒にも一石十五圓かけられることとなつた。従つて酒類は一升につき

五錢の増徴、ビール一本につき約一錢七厘の増徴で、辛黨には恨れる税金だが、これも時局税金で我慢するより外ない。

尙酒税は造石税であるため増税しても、十三年度から直ちに増収をあげられないで、物品税として、別に引取課税を行ふこととした。

第四節 事變下第三次の増税

第一、新增税の戰時的役割

平沼内閣の石渡大藏大臣の提案にかゝる増税案は約二億圓の増税といはれてゐるが、つぶさに検討すれば、二億百十萬圓増税し、千四百九十萬圓減税し、差引一億八千六百二十萬圓の増税となるわけである。即ち、臨時利得税法中改正法律案で約八千百萬圓の増税を行ひ、支那事變特別税法中改正法律案で約一億千四百萬圓増税し、臨時租税措置法中改正法律案で

約千五百萬圓減税を行ひ、かくして得たる一億八千萬圓がいよゆる臨時軍事費の財源となるわけである。

右のごとく、増税の技術的方法としては、臨時利得税法中改正法律案と、支那事變特別税法中改正法律案の二本建よりなつてゐるが、さらに今すこし詳しく内容を窺へば次のごとくなる。

即ち、既存の税種から増徴されるものとしては臨時利得税、利益配當税、公債及社債利子税、砂糖消費税、清涼飲料税及び印紙税、物品税があり、新税としては遊興飲食税と建築税とがあげられてゐる。

金額からすれば、何といつても臨時利得税が筆頭で八千八十八萬圓、それに次ぐのが物品税の五千六百八十萬圓、遊興飲食税が三千七百六十萬圓、砂糖消費税が一千百五十萬圓、利益配當税が八百五十萬圓、清涼飲料税が二百二十萬圓、建築税が二百萬圓、公債及社債利子税が七十萬圓といふ順序となる。



殊に増税額二億百十萬圓のうちで、臨時利得税と物品税とは税額からいつても、又戦時における特殊の重要役割をはたすといふ見地からいつても、特に考慮を拂ふ必要がある。即ち、戦時といふ偶發的事實によつて異常の利得を得た人に重く課税し、負擔の公平をはかるとともに、消費の増進のバロメーターともいふべき過剩購買力を課税手段によつて押へるといふことは、わが國現下における戦時財政の喫緊事といつてさしつかへない。

第二、臨時利得税の増税

臨時利得税は、彼の柳條溝に端を發した滿洲事件の産物であつて、昭和十年三月三十日法律第二十號に基いて生まれたものである。

當該年度の利益が、昭和四、五、六の三ヶ年の平均利益を超過する場合（法人においては現事業年度の利益が、昭和六年十二月三十一日以前三年内に終了したる事業年度の全部の平均利益を超過する場合、個人にあつてはその利益が昭和六年以前三ヶ年の平均利益を超過す

る場合）の各その超過額に課税することとなつてゐる。

しかるに、支那事變起るや昭和十三年三月三十一日法律第四十三號、第四十四號、第四十五號に基き改正を行ひ、從來の臨時利得を滿洲事件に基く甲種利得となし、さらに當該年度の利益が、昭和九、十、十一の三年の平均利益を超過する場合（法人においては現事業年度の利益が昭和十一年十二月三十一日以前三年内に終了したる事業年度の全部の平均利益を超過する場合、個人においてははその利益が昭和十一年以前三年の平均利益を超過する場合）の各その超過額を支那事變に基く乙種利得として、課税することとした。

一 法人の臨時利得の改正

しかして、法人の臨時利得税の改正面としては次の要綱が注目に値するものである。即ち（A）甲種利得に對する税率を百分の二十とし、乙種利得に對する税率を百分の四十（資本金額十萬圓以下の法人については百分の三十）とすること

(B) 昭和十二年一月以降の増加資本に對する平均利益の計算方法を改め、増加資本金額につき、甲種利得にありては年百分の七、乙種利得にありては、年百分の十の割合をもつて算出したる金額を、その平均利益とすること。法人臨時利得税の税率の引上げについては、滿洲事件利得にあつては百分の十七・二五を百分の二十に改める極く輕微のものであるが、支那事變利得については、百分の三十を百分の四十とした大幅のものである。従つて現事業年度の資本金額十萬圓以下の法人の税率も百分の二十五より百分の三十に引上げたのである。

二 個人の臨時利得の改正

(イ) 従來の個人利得は輕微の引上げ

個人の臨時利得税も法人利得と同じく大體において、輕微の引上げに終つてゐる。その改

正の要點は次の二點につきる。

(A) 甲種利得に對する税率を百分の十二とし、乙種利得に對する税率を百分の二十五とすること。

(B) 新たに船舶及鑛業權の讓渡による個人の利得に對し百分の二十五の税率をもつて課税すること。

個人の臨時利得税の税率は、滿洲事件利得の方は百分の十一・五から百分の十二に引上げ、その引上げ幅はいたつて輕微に終つてゐるに反し、支那事變利得の方は百分の二十から百分の二十五に五分方の引上げを行つてゐる。

(ロ) 新たに船舶、鑛業砂鑛業に課税

次に船舶（製造中の船舶も含む）又は鑛業及び砂鑛業に關する權利若くは設備の讓渡による個人の利得に對し、新たに百分の二十五の思ひきつた課税を行つたことである。

右は事變後船舶及び鑛業權等の取引、讓渡によつていはゆる戦時利得に潤ひつゝあるものが少くないので新たに新税を創設したわけである。

課税方法は前年中における船舶または鑛業權等の讓渡による總収入金額より取得價額（但し昭和十一年十二月三十一日以前に取得したるものについては、同日における時價による）設備費改良費及び讓渡に要する必要の経費を控除したる金額を讓渡利得として課税することゝなつてゐる。

(ハ) 各國の利得税との比較

わが國の臨時利得税の課税物件はその範圍も比較的狭く規定せられ、税率としても現在の状態をもつてすれば、必ずしも高度に過ぎるとみることがあたらぬ。

アメリカがヨーロッパ大戦中起した戦時利得税は戦前利得に超過する利得から法人は三千ドル、個人は六千ドルを控除することゝし、税率は資本の百分の五以下の超過利得額につき

百分の二十から累進して百分の三十三を越ゆるものにつき百分の六十に達する高率課税を行つてゐる。

ドイツの一九一九年の制定にかゝる個人超過利得税は、一九一九年の戦時利得が平時利得を超過する金額に對し、最低百分の五から最高百分の七十までの課税を行つてゐる。

なほ法人にありては百分の六十を百分の八十に増徴してゐる。

イギリスにおける一九一六年の戦時利得税は、戦前の利得に對する超過額に六割の課税を行つてゐるが、イタリアのごときも、一九一三年と一四年の兩年度の平均所得の超過額に對し、百分の十から百分の三十までの課税を行つてゐる。

課税の客體としても、大抵の國が内國法人の利得、外國法人の利得、個人の利得にわたつて廣く洩れなく課税を行つてゐるところが多い。

わが國の利得税は（イ）法人の利得（ロ）營業收益税法第二條に列擧する營業（鑛業、砂鑛業を含む）による個人の利得にかぎられてゐたわけである。即ち物品販賣業、金錢貸付業、

物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫眞業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鑛業又は砂鑛業の十八にかぎられてゐたのを擴張せんとするのである。

ヨーロッパ大戰當時における個人戦時利得税の課税物件の範囲はすこぶる廣く、所得税法により所得税を課すべき第三種の所得中、俸給、給料、手当、歳費、年金、恩給、退隱料を除きたる個人の利得と船舶（製造中の船舶を含む）又は鑛業若くは砂鑛業に關する權利若くは設備の賣却による個人の利得とを包含してゐたのに比較すれば、敢て驚くほどの擴張とは云へなう。

第三、利益配當税の増税の引上げ

利益配當税は、支那事變特別税法中改正法律案にもとづき従來の配當金中配當率年七分を超える金額に對して、百分の十の課税を行つてきたのであるが、比較的高率の配當金につい

ては時局がら多少引上げの餘地があると認められるので、配當金中配當率年一割以上の金額にたいしては、税率を百分の十五に引上げたわけである。

第四、公債及社債利子税の引上げ

支那事變特別税法中改正法律案にもとづき公債及社債についても、利益配當税の税率引上げに併行して増徴するために、従來の税率百分の十を百分の十五に引上げることゝなつた。

第五、砂糖消費税の引上げ

砂糖消費税も支那事變特別税にもとづく増税である。税額につき約一割の増收をきたすやう砂糖の各種別間の均衡に餘程留意した模様で、百斤につき五十錢乃至七十錢の引上げを行つた。

第六、清涼飲料税の引上げ

清涼飲料税も同じく支那事變特別税にもとづく増税である。

清涼飲料税については、最近数回の増税に際し全つたく増徴を行つてをらないので、この際増税を行ふのが當然だといふ意見が少くなかつたわけである。従つて、第一種の玉ラムネ壘詰のもの一石につき従來の七圓を八圓五十錢に引上げた。

第二種のサイダー、シトロン等は一石につき従來の十圓を十五圓に引上げた。次の第三種に屬する壘詰以外のものについては、炭酸瓦斯使用量一疋につき従來の三圓を四圓五十錢まで引上げることゝした。

第七、印紙税の引上げ

従來は物品切手に對し、記載金額のいかんを問はず三錢であつたものを、金錢の多寡によ

り段階をつけんとするものである。

即ち記載金高三圓以下のもの三錢、五圓以下のもの十錢、十圓以下のもの三十錢、二十圓以下のもの六十錢、三十圓以下のもの九十錢、五十圓以下のもの一圓五十錢、百圓以下のもの三圓、百圓を超えるものは百圓又はその端數ごとに三圓、記載金額なきものは三錢と改め増税することゝしたわけである。

なほ記載金高一圓未滿の物品切手に對しては、従來も無税であつたが今後といへども何等變りはなく。

第八、物品税は時局税として第二次の大擴張

支那事變特別税の増税のうちで最も金額の多いのは物品税であるし、戦時經濟遂行上、特殊の重要役割をはたす役目をもつてゐるのもこの税である。

物品税は北支事件特別税による物品特別税を支那事變特別税法が擴張した結果、あらたに

誕生をみた時局税の一種である。物品特別税の當時は、小賣業者を納税者とする第一種と製造業者を納税者とする第二種とに分ち、従價百分の二十の課税を行つてゐたのであるが、物品税に改めらるゝに及んで、課税物件を増加するとともに、第一種第二種を通じて甲（従價百分の十五）、乙（従價百分の十）に分ち、さらに新たに第三種として、燐寸及び酒類を加えたわけである。

物品税の改正のうちで、最も注目すべきものは、比較的高級の織物及び織物製品、文房具、玩具、果物、嗜好飲料、茶、珈琲、ココア等に對しては従來の従價九分の課税のほか新たに従價一割の小賣課税が加はつたことである。

物品税は酒類で約二千萬圓、織物類で約千萬圓の増收を期してゐるから物品税の増税總額五千百萬圓に對し兩者の占める割合は相當大きいものがあるといはねばならぬ。

しかして、物品税の増税は、大體次の各要項を目標として課税してゐるとみてよろしい。

(一) 第一種の「毛皮又は毛皮製品」「羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品」を乙（従價百分

の十)より甲（従價百分の十五）にうつし、第二種の「乗用自動車」「化粧品」を乙（従價百分の十)より甲（従價百分の十五）にうつし税率を高めた點である。これ等課税物品編成替えの理由はいふまでもなく、贅澤品、奢侈品の消費は過剩購買力の表現とみなしての課税である。

(二) 新たに第一種乙として、玩具、運動具、電氣器具及瓦斯器具、織物、メリヤス、レース、フェルト及同製品並に組物、果物を加へ、第二種乙として化粧用石鹼、シャンプー、洗粉及齒磨、茶、珈琲及其の代用物並にココア、嗜好飲料を新たに課税物件に加へた點である。

(三) 第三種の酒類については、(イ)清酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒の従來の一石五圓の税率を十圓に引上げ、(ロ)酒精及び酒精含有飲料の従來の一石七圓の税率を十四圓に引上げたことである。

更らに第三種の三としては飴、葡萄糖及び麥芽糖を加へ百斤につき二圓の従量税率を以つ

て新たに課税したものである。

第九、時局税として新しく生れた建築税

建物の収入を目的とする建物収入税を戦時に起した實例は外國には絶無とはいへないが、建物の實例はきはめて乏しいやうである。

しかし營業たると非營業たるを問はず、價格一萬圓以上の新築、増築又は改造した家屋に課税するといふことは、奢侈、贅澤の風潮を自肅せしむる上からいつて極めて有意義のことである。

こんどの建築税は次の各要項に當はまる家屋の新築、増築及改造に課税される。

(イ) 居住の用に供する家屋

(ロ) 料理店業、席貸業その他之に類似する營業の用に供する家屋にして命令を以つて定むるもの

(ハ) 演劇、活動寫眞、演藝又は觀物の開催の用に供する家屋

もつともこれ等の家屋の建築價格が一萬圓未滿の場合は免税となるし、課税標準は建築價額より五千圓を控除したる金額に課税することとなつてをり税率は百分の十である。

なほ家屋新築の場合の道府縣雜種税たる不動産取得税の課税されることは從來と少しも異りはなし。

第十、時局税として新しく生れた遊興飲食税

ひとりわが國ばかりでなくヨーロッパ大陸をはじめ各國とも遊興税は國税としては比較的少ない。素々わが國の遊興税は道府縣の雜種税に屬し、地方税としては相當重要な役割を占めてゐるわけである。この遊興税を一舉に國税に移管し新たに飲食にも課税せんとするのが今回の企てである。

遊興飲食税は料理店、貸席、旅館その他命令を以つて定むる類似の場所においてなしたる

遊興又は飲食に課税するものである。料理店、貸席、旅館等の經營者は毎月分の料金を記載したる申告書を提出し、翌月末までに納めることゝなつてゐる。

徴税方法いかんによつては可なりの増収を期待することができるわけであるが、又それだけに徴税技術の點において厄介な問題が少くない。

建築税とともに時局税として相當の弾力性も期待できるわけで、戦時における財源として先づ恰好なものと稱してさしつかえない。

第十一、生産擴充を意圖する減税

以上は臨時利得税法中改正法律案と支那事變特別税法中改正法律案とにもとづく増税であるが、次は臨時租税措置法中改正法律案と支那事變特別税法中改正法律案とにもとづく減税の問題につき一瞥を試みる。

臨時租税措置法は昭和十三年三月三十一日法律第五十二號として制定され、時局關係にも

とづく減税を規定してゐるが、さらに改正を行つたわけである。

減税の目標とするところは、生産力擴充、産業振興を目的とするもので、その範圍は(イ)留保所得の輕減(ロ)重要物産製造業に對する免税範圍の擴張(ハ)補助金及研究費に對する課税の輕減(ニ)減價償却年限の短縮等を意味する。

一 留保所得に對する課税の輕減

法人の利益についてはこの際留保所得を多額ならしむることが必要と認められるので支那事變特別税法と臨時租税措置法の改正を企て、法人の所得中留保した金額につき一定の條件の下に所得税輕減の途を拓くことゝした。

(イ) 支那事變特別税法第二條第三項は所得税の規定を設け、課税最高限を定めてゐるのであるが、その改正を行つて輕減を試みようとしてゐるわけである。

課税最高限を定むるに普通所得中留保したる金額の百分の十五に相當する金額を控除

することゝしたのは所得税軽減の一方法である。もつとも留保をなさないか又は極めて僅かの留保をなすに過ぎない法人については、課税最高限を普通所得の百分の五十から百分の五十五に上げたのは、一種の増税と看做されるが、これは極めて稀な例外で大體は減税となつてゐる。

(ロ) 次は臨時租税措置法に第一條の二を設け留保所得の所得税を軽減せんとするものである。

第一條の二には「法人ノ各事業年度ノ普通所得中留保シタル金額ガ其ノ事業年度ニ於ケル普通所得ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過部分ノ全部又ハ一部ニ相當スル金額ヲ命令ヲ以テ定ムル方法ニ依リ運用スルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ其ノ運用金額ニ百分ノ二・四五ヲ乗ジテ算出シタル金額ニ相當スル所得税ヲ軽減ス」と規定し、いはゆる留保所得が所得總額の四割を超過する場合において、超過留保額を利用して時局に必要な事業設備の擴張にあてるとか、又政府の指定する國債その他の有

價證券を購入するなど一定の条件にもついで、その留保金に相當する資産を運用したるときは、普通所得税の二割を軽減することゝした。但し運用の條件が除外するにいたつた時は、すでに軽減した税金の追徴さへも行ふことができることゝなつてゐる。

これ等留保所得の軽減規定はすべて、法人の資産内容を緊實ならしむるとともに、時局に緊要な國債消化の促進と生産力擴充の重要國策に適合せしめんとする意圖にほかならない。

二 重要物産製造業に対する免稅の擴張

戦時時局に必要な重要物産の製造業については、製鐵事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法、自動車製造事業法、硫酸アンモニア製造事業法等の各事業にもついで、それゝ適當の免稅を行つてゐる。

なほ所得税法、營業收益税法においても、時局に必要な各種の重要物産の製造業につき、開業の年及びその翌年より三年間税金を免除する規定を設けてゐるのであるが、現下の時局

の重大性に鑑み、更らに一段と免税の範囲を擴張して、その目的に沿ふこととなつたわけである。

重要物産製造業に対する免税範囲の擴張については、臨時租税措置法第一條の三に次の規定を設けることとなつた。

所得税法第十九條及營業收益税法第八條ノ規定ニ依リ指定シタル物産ノ製造業ニ付其ノ設備ヲ増設シタル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備増設ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ増設シタル設備に依ル物産ノ製造業務ヨリ生ズル所得及純益ニ付所得税及營業收益税ヲ免除ス命令ヲ以テ指定スル製造方法ニ依ル物産ノ製造ヲ開始シタル者又ハ其ノ設備ヲ増設シタル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造開始又ハ設備増設ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ製造方法ニ依ル物産ノ製造業務又ハ其ノ増設シタル設備ニ依ル物産ノ製造業務ヨリ生ズル所得及純益ニ付所得税及營業收益税ヲ免除ス

右所得税法第十九條及營業收益税法第八條により指定されたる物産の製造業である

(1) 金、銀、鉛、亜鉛、錫、ニッケル、クロム、コバルト、鐵及アルミニウムの地金
(2) 鐵の條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管、(3) 銅の合金の條、竿、板及管(4) アルミニウムの合金及マグネシウムの合金(5) 汽罐、原動機(機關車を含む)及動力を以て運轉する鐵製の機械(6) アルミナ、クリオリツト、チタン白、カーボンブラツク、石炭窒素、硫酸カリ、磷酸アンモン、硫酸アンモン、硝酸(アンモニア酸化に依るもの)石炭酸、グリコール、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、アセチルセルロース、人造ゴム及タンニンエキス、(7) 纖維素、パルプ(8) 光學用ガラス(9) コンデンスドミルク及カゼイン等の産業に對しては、從來開業の年及びその翌年より三年間その業務より生ずる所得及純益につき所得税及營業收益税を免除してゐたのであるが、今回の改正により單に開業の場合のみに止まらず、設備を増設したる場合にも適用せんとするのである。

又増設した設備による製造業務に對し免税期間の更新を認め、更らに新規な製造方法による製造を開始し、又は開始した新規の製造方法による設備をさらに増設した場合にも免除の

適用をうける途を拓くこととしたわけである。

三 補助金、研究費等に對する特例

補助金のうちには時局に必要な生産力の擴充、産業振興をはかる目的のものが少くないので、これ等の補助金にして政府の指定するものについては、所得税、營業收益税及臨時利得税の課税標準の技術的意味合から、これを法人の益金又は個人の收入金として計算しないといふ特例を設けることとした。

しかして右は臨時租税措置法第一條の規定にもとづくものである。

四 固定資産に對する減價償却

時局に緊要な事業については、最近その固定資産の減價償却堪久年數を相當程度に短縮して、その實情に適するやうに改正してきたのであるが、なほこの際なるべく固定資産の減價

償却を多額ならしめ、以つて企業の基礎を鞏固にするとともに、生産力の擴充に力むる趣旨から、さらに償却を容易ならしめる措置を講じたわけである。

右は臨時措置法第一條に規定するもので、時局に緊要な事業の用に供する家屋（工場用以外の建物を除く）機械その他の設備及船舶にして、今後の新設又は進水にかゝるものに對しては、その價格の三分の一に相當する金額につき取得後三年間に特別の均等償却をなし、殘餘の價額につき普通の償却を爲し得ることとした。

來るべき税制改革

右のごとく、支那事變勃發以來、（一）十二年八月實施された北支事件特別税（二）十三年四月一日から實施された支那事變特別税及び今次の（三）臨時増税案と三次にわたつて、戦時増税案が提案、實施されてきたわけであるが、これ等はいづれも戦時税制改革としては、臨時的、應急的の範圍を出でない、いはゆる間に合せの改革に終つてゐる。従つて、今後嫌でも應でも根本的、徹底的の税制改革を確立する必要に迫られてゐる。

既に池田前蔵相も辭職直前十五年度以後における根本的、徹底的の税制整理を示唆し、又石渡現蔵相は第七十四議會において、屢々言明して最早國民に口約済みである。

果して、然らば十五年度以後における税制改革はいかなる目標、規模、方法によつて遂行することとなるか、甚だ興味あることがらであるが、中央地方を通ずる税制の根本的整理、改革にあたることは最早争ふことのできぬ事實である。差し當り今後主なる財源として關心を喚んでゐるものに

(イ) 所得税の免税點引下げその他所得税の重課 (ロ) 法人及個人にたいする財産税の課税

(ハ) 相續税の増徴 (ニ) 賣上税の課税及物品税の擴張

等々あるが、これ等の税種は馬場案、結城案で大なり小なり試験すみのものばかりである。従つて、これ等の課税物件が時局的課税として今後登場してくるかどうかといふことは、時局の展開いかんといふことに歸着するわけであるが、今日までの歴史に徴してみてもわかる通り、税制改革によつて國民の生活を破壊するやうなことはあり得ないといつてよい。

第二篇 戦時戦後における

各國の物價對策

第一節 物價對策の意義

第一、戦時下の高物價對策

わが國において、高物價對策が、愈々識者の話題の的となりはじめたのは、いふまでもなく、いはゆる滿洲事變を契機とする、いはゆるインフレーション發現過程にスタートを切つた時からである。

しかして、今次の日支事變に遭遇するや、この經濟過程の進行は、愈々熾烈に現物的の問

題化して世上の關心を喚びおこすことゝなつた。

政府の頻りに叫びつゝある生産力擴充策の助長も、消費節約の強化も、つまるところ、現在わが國における物價對策の現段階的意義を持つものとして、必要視されてきたわけである。

第二、物價對策の現段階的意義

素々、價格對策或ひは物價統制といふことは、物價騰貴の抑制もしくは調節といふことを意味するものである。

しかして、これ等物價騰貴の抑制もしくは調節といふ事柄は、よく味つてみれば二通りの意味をもつものである。即ち、第一の意味は、物價の水準を引下げるといふ意味だけのものと、今一つの意味は、勢ひとしての物價騰貴は避けがたいとしても、物價騰貴からくる經濟的、社會的惡影響を出来るだけ抑壓するといふ意味のものである。

しかして、わが國の例でいへば、後から詳しく説明するやうに大正六年寺内内閣時代に小路農商務大臣によつて發令された暴利取締令をはじめ、大戰末から大戰直後にかけて、引つゞき行はれた種々の物價對策は概して前者を意味するものである。そして、現在わが國において頻りに行はんとしつゝある物價對策は多分に後者を意味するものゝやうである。

第三、成功した物價對策と不成功に終つた物價對策

いつの戰爭でもさうであるが、ヨーロッパ大戰中の各國の物價は非常なる昂騰をしめした。これに對しては各國政府いづれも、その物價對策に苦心を拂つた。しかして、戰爭終熄にいたるも物價は少しも下落しないのみならず、かへつて、騰貴の趨勢を持続する傾向があつたので、いづれの政府においても、戦後は本格的に物價統制に乗り出してきた感が少くなかつた。

しかして、當時行はれた統制の方法としては、大體左のごときものである。

- 一、消費及使用の制限
- 二、生産の擴充
- 三、輸出禁止及輸出制限
- 四、輸入の促進及獎勵
- 五、輸送機關の運賃輕減
- 六、軍用貯藏品の拂下げ
- 七、暴利及貯藏の取締
- 八、價格の公定及制限
- 九、物資の管理並に收用
- 十、公設食堂、廉賣施設の普及

各國政府の實行したる物價統制としては、その範圍、方法、程度等に各々異つたところはあるが、大體において、右の範圍を脱しないやうである。しかして、これ等物價對策の效果

といふことになれば、これ又各國みな特色をもつてゐて必ずしも一樣だとはいへない。

しかし、大體において、各國とも不成功に終つたとみるべきものに、公定價格の制定問題がある。この問題は、不成功に終つたばかりではなく、かへつて、生産の減少と商品價格の騰貴さへ喚んでゐる仕末である。右、意味合において、ヨーロッパ戰爭當時における各國の物價統制の現状を中心にして一瞥を試みることにした。

第二節 イギリスにおける物價對策

第一、戰時戰後の物價騰貴の足どり

戰時戰後にわたつてイギリスにおける食料、家賃、衣服、燃料、燈火等いはゆる生活必需品の價格の騰貴は驚くべきものがあつた。左の物價指數によつても判る通り、開戰當初に比べれば戰後の物價は十二割以上にも暴騰してゐるわけである。

指 数	一九一四年七月末	一九一四年年末	一九一五年年末	一九一六年年末	一九一七年年末	一九一八年年末	一九一九年年末
	一〇〇	一一三	一三五	一六五	一八七	二二〇	二二五

しかして、右生活必需品のうち特に騰貴率の甚しいのは食料品で、他の生活必需品の價格變動に著しい影響を及ぼしたわけである。しかして食料品のうち最も騰貴の著しかったのは肉類、牛乳及牛酪を挙げなくてはならない。たゞ注目すべきことからは兩者とも變動の方向を同じくするのみでなく、變動の程度又頗る一致するもののある事を看過することはできない。いま、左に開戦當時からの生活資料全部と食料品との物價指數の足どり及びその騰貴率を示せば左のごときものである。

	生活必需品全部	食料品
一九一四年七月	一〇〇	一〇〇
一九一四年末	一一三	一一八
一九一五年末	一三五	一四五
一九一六年末	一六五	一八七

一九一七年末	一八五	二〇六
一九一八年末	二二〇	二三〇
一九一九年年末	二二五	二三六

第二、物價調節は食料品に重點をおく

イギリス國內における物價の變動は右のごとく注目すべきものがある。従つて、イギリス政府は、この間に處して幾多の法令を制定、施行し以つて只管これが物價の奔騰の防止に力めたわけであるが、物價調節策の形式は多様多岐にわたりたるも、結局

(イ) 物品の種類によつて分析すれば

- (1) 食料品に關するもの
- (2) 燃料に關するもの
- (3) 工業原料(棉花、羊毛、亞麻のごとき)に關するもの

等にすぎない。

(ロ) 生産の過程の上から分析すれば

(1) 生産上の必要そのものに關するもの(種子の選擇、耕地擴張、家畜飼料の保持等のごとき)

(2) 該必要品を原料とせる製造品(砂糖を原料とする菓子のごとき)に關するもの

(ハ) 調節の方法によつて分析すれば

(1) 直接物價の限定をなすもの(最高價格、卸賣及小賣價格、暫行價格、輸入價格等を定むるものごとき)

(2) 生産、販賣、分配、使用、貯藏、運輸等の各方法に制限を加へもつて物價騰貴の防止をなすもの

等が擧げられるわけである。

しかして、物價調節に關する法令は多種多様、複雑なるも、結局最も多數を占めるものは

食料品に關するもので、政府としても、この種のものにかぎり特に重きをおいてゐたやうである。従つて、一九一七年六月政府はロンダ卿を食料監理官に起用し、特に食料品の監督、取締に當らしめることとした。

第三、調節の効果は薄弱

物價調節の結果、實効ありと認むべきものは絶無とはいへなかつたが、概して効果は擧つてゐないと看るのが正しい看方といへやう。

しかし、調節法令が直接物價騰貴を抑制したと認めらるゝ場合もなかつたわけではないので、その効果の顯著なる場合を擧ぐれば、左のごときものである。

(イ) 一九一七年七月乃至十月の期間内において食料品の物價指數が二〇四から一九七に下落した事を示してゐるわけである。

(ロ) 一九一八年一月乃至四月の期間内において常に二〇六の保合状態を持續してゐる事

實がある。この場合は、全物價は一八七から一九三に騰貴の傾向を辿つてゐることは注目すべきことがらだといへよう。

(ハ) 一九一九年一月乃至七月の間において、食料品指數は二三〇から二〇九に下落してゐる。全物價の方も二二〇から二〇七に下落を示してゐる。

しかして、右期間内における各物價の變動は素より物價調節法令のみによつて下落したとみることはできないわけで、他に物資の需給關係、爲替關係等々いろいろの原因に基因することは勿論なるも(イ)は肉類の價格限定と麵麩及び麥粉に對する補助金の給與に關する法令施行の結果とみてよろし。

また(ロ)は鹽豚、牛乳及牛酪の價格決定並びに分配、販賣の制限に關する法規施行の結果とみてよいわけである。(ハ)も等しく肉類に對する諸般の制限特に多數にして價格の著しき引下げありたるによるものである。

右のごとく諸種の調節策によつて稍々騰貴を防止したといふことができるとしても、大勢

は依然として昂騰の一途を辿るのみにして、それがために遂に議會の問題ともなつたが、政府は諸種の委員會を設立して調査の歩を緩めなかつた。

第三節 アメリカにおける物價對策

第一、物價騰貴の原因とその足どり

一九一九年八月、大統領が物價低下策を議會に提議して以來種々の方策を試みられたるも何等具體的効果のみるべきものなく、物價は容赦なく騰貴する一方であつた。いま、騰貴の足どりを左に示すこととする。

年月	一九二四年	一九二八年	一九二九年	一九二九年	一九二九年	一九二九年	一九二九年	一九二九年	一九二九年		
指數	一〇〇	二〇六	二〇三	二〇一	二〇七	二一八	二二六	二二〇	二二三	二三〇	二三八

戰爭に物價騰貴はつきものであるが、アメリカにおける騰貴原因は果して何であらう。

原因としては、種々複雑なる内容を含んでゐるであらうが、主なるものとしては、通貨の膨脹、日用必需品の生産減少からくる物資の缺乏、その他個人収入の増加、租税の増徴、奸商の跋扈等々をあげることができる。

第二、物價統制の諸政策

(イ) 通價問題

議會をはじめ行政部においても金及流通貨幣の増加が物價騰貴の主因なることは争ふべからずとなし、種々研究調査をはじめたわけであるが、これに對し何等具對的政策の實行をみる程度にいたらなかつた。

(ロ) 生産減少に對する方策

生産減少の主因たる産業不安に關しては、産業會議の開催その他いろ／＼の企畫がありたるも、勞働爭議の解決、その他生産減少を防止する諸原因を除去する効果は少しもなかつた。

つた。

又、物資の國內への供給を潤澤ならしむるため食料品その他の物資に對し、輸出制限に關する法案を議會に提出したるも、結局成立するにいたらなかつた。

(ハ) 税法の改正

議會において収入税の整理、過剩利得税の廢止等の問題を審議したるも、歲計の都合上これ又結局思ひ切つた減税を行ふことができなかつた。

(ニ) 食料品管理法の改正のみ通過

食料品冷蔵法案、商品の原價明記に關する法案等が議會へ提出せられたるも法律となるにいたらなかつた。たゞ僅かに食料品管理法の改正のみ通過、實現をみた。

(ホ) 貯藏暴利等の不正行爲の取締

非トラスト法及び食料品管理法により不正競争、貯藏、暴利等の行爲をなすものを檢舉したるが、食物貯藏、暴利とも相當の違反者をみるにいたつた。

これは陸海軍の貯蔵品の賣出しと相俟つて、相當の効果を擧げたわけである。

(ヘ) 陸海軍貯蔵品の拂下げ

(ト) 公正價格委員會の設置

(チ) 節儉の奨励

必需品以外の買物を爲さざる個人團體の組織を奨励し、各地に節儉會議を開催するにいたつた。

(リ) 砂糖、石炭、小麦粉の管理

食料品管理法にもとづき、各獨立のオフィスによりて管掌せられたわけである。

(1) 砂糖の管理 玖瑪糖の買入れ不十分なるため價格はどうしても下落しなかつた。

(2) 石炭の管理 總罷工以來價格及び輸出を制限したるも小賣相場は上騰の勢を容易に止めえなかつた。

(3) 小麦及小麦粉の管理 小麦管理官をして買取り分配を掌らしめたるも、その結果

は思はしからず價格は騰貴一方の相場をしめした。

(ヌ) 肉類の價格低減運動

司法部の發議により、肉類の價格低下策として、普通食用に供せられない、いはゆる下級品の肉を消費することを極力奨励し、當初東部九州において、この運動を起し漸時全國にわたり、該運動を開始するにいたつた。

第四節 フランスにおける物價對策

第一、フランスの騰貴原因とその特色

フランスにおける物價騰貴の特色は、食料品が常に一般貨物より下位にくらむることである。しかし食料品以外の凡ての物資が三倍以上に騰貴してゐることは他の諸國に比べてこれ又一つの特徴とみてよからう。

しからばフランスにおける物價騰貴の原因は果して何であるかといふことを検討する必要があらう。

いふまでもなく、フランスにおける騰貴原因の主なるものは、生産減退、交通機關の混亂及び消費の増進等をあげるより外ない。

フランス政府の採用した物價調節策の主なるものとしては、後に記す四つのものに過ぎないのであるが、消費組合の發表した物價調節策の主なるものとしては

- (1) 軍用諸材料及び食糧の拂下げ
- (2) 聯合國購買委員會（戦時中ロンドンにありしもの）の再興
- (3) 關稅撤廢又は關稅引下げ
- (4) 原料品に對する諸保險を官營とすること
- (5) 農産物の收獲高を届出する義務
- (6) 軍用徴發の制度の存続

等をあげることができる。

いま、一九一四年の平均指數を二〇〇とすれば、フランスの物價騰貴の割合は左のごときものである。

	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
全貨物	一〇〇	一三七	一八五	二五六	三三二
食料品	一〇〇	一二六	一六一	二一八	二七一
食料品以外	一〇〇	一四四	二〇六	二九〇	三八四

第二、フランス政府の對策措置

フランス政府は、物價統制の方策として、生産擴充、消費の制限、配給の圓滑、暴利の取締の四つを採用するにいたつた。

(イ) 生産擴充



生産擴充の方法としては、いろいろあるが先づ第一に擧ぐべきものを栽培地積の増加をはかるため、農民に對し奨励金を交付すること、戰時中所有者が耕作せざる土地を耕したるものに對し、その收穫物を賣却する權利を認めること、及び農作物より得る收入に對し戰時利得税を免除すること等の政策をとつた。

(ロ) 消費の制限

奢侈税の創設は勿論、食料品の制限としては、切符制度の採用、及び獸肉並に菓子類については販賣禁止又は無肉日の制定等によつて食料の自治的制限をはかることに力めた。

その他交通統制としては、旅行許可證の制度、汽車配給の減少、電車運轉の制服等を計畫、實施した。

なほ輸入禁止及輸入制限をはかるとともに新聞雜誌等の文化統制についても紙數、發行數の制限をはかつて、極力消費統制をはかることとした。

(ハ) 配給の圓滑

分配の調節としては食糧品廉賣所の設置、公設食堂の開設、軍用食糧の拂下げ等によつて、配給の圓滑、調節を促すこととした。

(ニ) 暴利取締

公定價格の設定は勿論、暴利を貪るいはゆる不正商人に對しては嚴重なる罰則の適用を以つて臨むこととした。

その他、必要に應じ穀物の徵發を行ふとともに、食糧補給のため内閣に補給省を設置し、不正取締及び監督のためには、特別のいはゆる經濟警察といつたやうなものを設けたわけである。

第三、對策措置の効果

右いろいろの調節措置のうち、生産の擴充及び奨励の措置は大なる効果を齎すことは出來

えなかつた。が消費統制に關する措置は、各事項とも相當の實績を擧げることができた。分配の調節に關する措置のうちでは

- (1) 食糧品廉賣所は成功
 - (2) 公設食堂は不成功
 - (3) 軍用食糧拂下げは成功
- といふ各異つた結果を生んでゐるわけである。

第五節 ドイツにおける物價調節策

戦争にともなふ生産の減少からくる物資供給の不足は、紙幣發行額の増大、ドイツ貨幣の暴落等々と彼これ互に競合せる結果、戦後におけるドイツの物價の暴騰は實に言語に絶するものがあつた。今、一例を擧ぐれば左のごときものである。

品目	一九二〇年		騰貴割合	摘要
	一月一日	三月六日		
麵粉 (イ)均一パン(一封度)	馬克 四三・五	馬克 六六	五	切符引換
(ロ)黒パン(同)	三三・三	三七	一〇	同
馬鈴薯(同)	二〇	三五	七五	同
砂糖(同)	一・一〇	一・四	二二	同
鶏卵(一個)	〇・一〇	一・七五	(減)七五	自由販賣
馬鈴薯(一封度)	六	九	五〇	密賣
豚肉(同)	一一・〇〇	一・八〇	五〇	同
中等男子洋服(一着)	八〇〇・〇〇	一、六〇〇・〇〇	一〇〇	普通仕立屋製
男子靴(一足)	一七五・〇〇	二七五・〇〇	五七	中等出來合品
麥酒(一壺)	三〇	五〇	六六	—
塊炭 (一「ツェントネル」)	八・九五	一五・七〇	七七	—
炭 (節約十三貫三百匁)	—	—	—	—

ドイツ政府は、強制經濟その他戦時中から引つゞき實行せる切符制度等により、極力物資の配給の公平と、小所得者の保護をはかる目的をもつて、凡ゆる負擔軽減の政策に力めると

ころあつた。

かくのごとき、政府の努力にも拘らず物價の騰貴は底止するところを知らない有様で、物價は騰貴に次ぐに騰貴といふ状態であつた。

従つて、勢ひの赴くところ、遂に多數労働者等の勞銀引上げの要求となつた。又、この傾向は漸時一般國民にも波及することゝなつて、自然矯激なる同盟罷業騒ぎを頻發することが少くなかつた。

第六節 スイスにおける物價對策

第一、物價對策に對する政府の措置

スイス政府は、左記各事項の目的達成のため、その都度必要の法令を制定し、もつて國內の物資を豊富ならしめ、又或はカード・システムを布きて國民の消費を制限する等あらゆる

措置を講じて物價調節に力めるところあつた。

- (一) 食料品に對する買占、暴利投機等の取締、各種製造販賣業者の特許による制限
- (二) 物價調節を目的とする輸出禁止又は制限
- (三) 政府の砂糖、穀類等の輸入獨占
- (四) 各種金屬、食料品、石炭、木材、石油、紙類、棉花、皮革等に關する最高價格の制定

(五) 牛乳の價格引下げ並に貧困者に對する割引供給
この目的達成のため政府は牛乳供給者に對し一九一九年までに支拂ひたる補助金額は約四千三百萬法に達した。

(六) 貧困者に對する各種物資の割引供給、貧困者の收入及び家族の員數により、これを數等に區別し、これ等の級に該當する者に對し、パン、牛乳、燃料、馬鈴薯等を割引供給し、政府並に各州においてこれより生じたる損失を分擔することゝした。この他政府

は、製造業者の組合を設け國産織物及び靴を製造し、もつて一般國民に對し安價に供給する途を構じた。

第二、物價對策の實效

右のごとき、種々の政策の實行は、いふべくして容易の業ではなく、爲に數多の反則者を簇出することゝなつたわけである。

又、不正商人側から種々の妨害を受けたることも少くなかつたが、結局努力の結果、良好なる成果を収めることが出來、物價騰貴の趨勢を喰ひ止めることができたわけである。

第七節 スペインにおける物價對策

第一、スペインにおける物價對策の法令

スペインにおいては、戦争の影響を被り、貨銀の引上げ、物資の輸出等のいろいろの物價騰貴の原因とともに世界的の一般經濟原因と相呼應して、物價は彌が上にも騰貴の姿勢を現出した。

政府は、遂に一九一五年二月議會の協賛を経て物價調節に關する法律を制定し、これによつて、物價騰貴の最大原因たる國內物資の缺乏を防止するため

- (イ) 輸入税の全廢輕減
- (ロ) 價格の公定
- (ハ) 物資及船舶の徵發
- (ニ) 買占、貯藏の禁止

等々を必要に應じて何時でも實行できる政策をとることゝした。

第二、物價調節のための一省を設置

スペインにおいては、一九一七年十月から物資補給局を設置したが、翌一八年九月にいたり、事務輻輳のため、遂にこれを昇格して内閣の一省とした。

しかして、前記の法律を実施するため、隨時勅令、省令を發布して實行した施設は概ね左の如きものである。

(イ) 食料品、石炭その他日常必需品の大部分につき輸出を禁止

(ロ) 或種の物資の輸入税免除

(ハ) 或種の日常必需品の價格公定

(ニ) 電氣、瓦斯等の使用制限

(ホ) 内國汽船及び鐵道會社をして運賃の輕減を行はしむ

(ヘ) 船舶の徵發

(ト) 政府補助の下に小麥の輸入をはかる

なほ、右のほかフランス、アメリカ兩國と物資交換協約を締結して物資の需給を圓滑なら

しむる等の手段をとるにいたつた。

これ即ち、スペイン政府の物價調節策は、主として物資の供給を潤澤にし需給を圓滑ならしめ、以つて物價の騰貴を抑制せんとするにすぎずして、財政的手段に關しては何等措置するところがなかつたわけである。

第三、物價調節の效果

スペインにおける、これ等物價の調節策の效果は遺憾ながら、一として成果を收めることは出来なかつた。

就中、公定價格の制定のごときは、實際一も行はれずに終つてしまつた。又、若し政府において強いて價格の公定を行ふときは、却つて物價は缺乏をつけ價格の騰貴を招來する等逆の結果を招くにいたる虞があつたわけである。

第八節 オランダに於ける物價調節策

第一、オランダ政府の物價調節の施設

(イ) 戦時施設の繼續

オランダ政府は、物價騰貴を招來する虞なきか、又はその政策を維持するの不可能なる場合に適宜戦時特別施設の廢止を行ふ方針にて戦時中に實施したる

- (1) 定量配給
- (2) 最高價格
- (3) 船舶徵用
- (4) 輸出禁止及び制限

(5) 製造禁止によりて生活必需品の不足を訴えてゐるものゝ供給保障等の各施設の繼續實行をはかることゝした、

(ロ) 調査委員及物價評議會を設置

オランダ政府は又主要なる生活必需品の價格騰貴及びこれを防止するために政府の干涉的施設を必要とする物資の種類及び程度に關する調査委員を任命した。また、契約若くは不正行爲による物價又は勞銀の煽り上げ、若くは物價維持を防止する措置を講ずべき物價評議會なる機關を設けた。

(ハ) 消費節減の運動

右のほか、物價調節に關する消極的手段として夏期時間を利用して、石炭消費の節減をはかるほか市町村自治體と協力して一般國民に節約心を涵養すべく、いはゆる節儉運動を起し

た。

(二) 供給保障の積極手段

生活必需品の供給を保障する積極的手段として農商工務大臣は

- (1) 農地若くは炭坑に對する土地收用法の改正
- (2) 水利の改良
- (3) 中等程度以下の農學校令の改正
- (4) 家畜及飼糧の不正賣買取締規則の發布
- (5) 狩獵法の改正
- (6) 諸荒地耕作等に對する信用貸

等々生産助長のために有效適切なる各種法規の改正等の措置を構じたわけである。

第二、主なる生活必需品に關する調節策

國民の生活必需品に對しては特に慎重なる態度をもつて方策を構じ、これが實行をはかることとした。即ち左の如きものである。

(イ) バタ、肉類、莢豆類、茶、珈琲

これ等必需品は賣買は自由としたが輸出に對しては許可を必要とし、又卸賣及び小賣に對しては最高價格を制定した。

(ロ) 牛 乳

その供給を保障するがためには、牛乳、乾酪、練乳等の製造を禁止し、或ひは又その製造を減じこれが製造を許可する量額に應じ、飲用に供する一定量の牛乳を該事務所に納付せしむる等の方法をとつた。

(ハ) 砂 糖

砂糖については一人一週間半封度を限り一定の價により配給する規定を設け、右以外は一切自由販賣に委した。

(三) バ ン

原料の輸入意のごとくならざるを以つて、政府は戦後も戦時中と同じやうな配給制度を維持しつゝあつた。

(ホ) 石 炭

國內の生産助長に極力つとめるとともに消費額を制限することに鋭意努力したわけであるが、なほ外國からの輸入意のごとくならざるため、政府においては戦後なほ數年にわたりて配給制度を維持するの必要を認めてゐたわけである。また、政府は輸入、配給ともに政府事業となし、一ヶ月一人當り約一ヘクトリートル(約五斗五升)を供給する制度をも設けた。

第九節 スエーデンにおける物價調節策

下層階級の生活難救助

スエーデン政府は、ヨーロッパ戦争中國内の物資缺乏並に一般物價の暴騰の實情に鑑み、特に下層階級の生活難を救済する目的をもつて左のごとき方策を構じた。

(イ) 食料被服その他の補給

各市町村團體に命じて一定の收入以下の家族に對しては各種生活條件を斟酌したる上、これに對し食料品の割引券を配布し、被服、薪炭、石油等の給與を施すこととした。

(ロ) 小兒食堂、公衆食堂等の設置

(ハ) 教育、慈善の諸機關に對する國庫補助金の下附

(ニ) 物價騰貴に基く下級市町村行政費の不足に對する補助金の下附

第十節 ブラジルにおける物價調節策

第一、日用必需品管理局設置

ブラジルにおいては戦時中の施設として、公衆用食料品管理局を設けて食料品の物價調節をはかりたるが、中途さらに改組して日用必需品管理局に改めた。

第二、物價調節の範圍、方法

物價調節は主として食料品について行つたわけであるが、その他燃料、農具、藥品等々の日用必需品にわたる調節に當つたわけである。

調節の方法としては

(イ) 輸出の制限

(ロ) 輸入税の免除

(ハ) 必要に應じ收用策を行ふこと

(ニ) 運賃の制限

(ホ) 最高賣價の制定

第三、調節策の効果

戦時中における各種の調節策のうちには、各々その特色を認めることができるわけであるが、最高價格の公定について云へば最初は頗る嚴重に取締りにあたつたわけであるが、時日の経過とともに官憲の監督自ら緩慢に流れたやうである。

第十一節 チリにおける物價調節策

第一、チリにおける物價調節の施設

チリにおいては一九一九年十二月、二百萬ペソを物價調節のため隨時支出することのできる権能を大統領に與へた。

右権能にもとづき、調節委員會を設置したのみでなく、中央及び地方各所に官設日用品市場を設け専ら貧民に必需品を原價で賣捌くことに力めた。

第二、官設市場は物價騰貴を抑制せず

右官設市場設置の効果としては特筆に値するほどのものはなかつた。即ち、實際騰貴せる物價に何等の影響なきのみならず、いはゆる官設市場において販賣する物資といへども市場

において販賣する物資の價格と殆んど同様にして、何等好結果を齎す程度にいたらなかつた。

右施設のほか必需品に對しては、輸入税の撤廢、輸出禁止等の根本的物價調節についてはいろいろ議論は討はされたが、結局、最後まで實行するにいたらなかつた。

第十二節 エジプトにおける物價調節策

第一、政府の實行した措置

戦後エジプトにおける物價の騰貴は實に驚くべきものにして、それがため都會居住の細民並に一般俸給生活者のごとき、生活難に陥つたものが少くなかつた。

政府はこれが救濟策として、

(イ) 一般官吏に對しては俸給を二割方引上げ且つ臨時増額としてさらに六割を増給

(ロ) 食料品の賣買を制限

(ハ) 政府自ら多額の費用を投じて小麥並に小麥粉を輸入し廉賣の諸方策を試みたわけである。

第二、政府の措置の効果

政府は右のごとく百方物價の調節を試みたるもその効果は全つたく疑はしく諸物價は依然として騰貴を辿るにいたつた。

尤も地方農民は當國唯一の産物たる綿花の栽培が近年稀なる上騰を示したので頗る餘裕ある生活を營むことができた。従つて、農民は諸物價の騰貴にも拘らず何等の影響なく経過することができた。のみならず贅澤品のごとき戦前に比し數倍の騰貴にも拘らず、賣行きは頗る良好であつたといふ奇現象を現はした。

第十三節 アルゼンチンにおける

物價調政策

麵麩及び小麥を原料とする食料品の價格が暴騰したる結果、政府においては右食料品の價格を調節するの必要を感じるにいたりたるを以つて、これが應急策として一九二〇年六月一日議會に左のごとき法律案を提出した。

(イ) 小麥及小麥粉百瓦ごとに従來の輸出税に五ペソの附加税を課すること

(ロ) 小麥を原料として製造したる食料品の輸出に對しては同品價格の二割に相當する附加税を課すること

(ハ) 前記の食料品は政府において必要と認むる數量を徵收することを得ること

(ニ) 右附加税による収入は麵麩並小麥を原料とする製品の價格を調節するため政府にお

いて適當なりと認める用途に充つること

第十四節 わが國における物價對策

ヨーロッパ戰爭勃發當時においては、わが國經濟界は一時沈靜に陥り、物價も概して低落の傾向を示してゐた。しかるに、その後戦局の發展にともなひ、聯合諸國に對する物資の供給やうやく増加するにいたるや各種工業頻りに勃興するにいたり商工業界は未曾有の活況を呈するにいたつた。従つて、諸物價又やうやく騰貴の勢を示すにいたり、戦前に比し戦後は三倍以上の暴騰をみるにいたつた。

いま、開戦當時から大正八年末までにおける本邦物價の變動を示せば左のごときものである。

大正三年 七 月 一〇〇

大正四年	一	二	三	四	五	六	七
八 月	一〇一						
九 月	一〇三						
十 月	一〇〇						
十一 月	九七						
十二 月	九五						
一 月	九六						
二 月	九八						
三 月	一〇〇						
四 月	一〇一						
五 月	一〇二						
六 月	一〇一						
七 月	一〇〇						

大正六年

七	六	五	四	三	二	一	十	十	十	九	八
							二	一			
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一六四	一五一	一四五	一三八	一三三	一三二	一三二	一三七	一三四	一二五	一二三	一二〇

大正五年

七	六	五	四	三	二	一	十	十	十	九	八
							二	一			
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一二七	一二七	一二〇	一一三	一一三	一一三	一一六	一〇三	一〇六	一〇一	一〇〇	一〇〇

大正八年

七	六	五	四	三	二	一	十	十	十	九	八
							二	一			
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
二 五 四	二 三 五	二 三 一	二 二 三	二 二 三	二 二 九	二 三 一	二 三 一	二 三 一	二 三 三	二 二 九	二 二 三

大正七年

七	六	五	四	三	二	一	十	十	十	九	八
							二	一			
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
二 〇 一	一 九 五	一 九 三	一 九 四	一 九 〇	一 八 五	一 七 八	一 七 三	一 七 〇	一 七 〇	一 七 〇	一 七 六

八月	二五八
九月	二六五
十月	二八〇
十一月	二九四
十二月	三〇三

註 右数字は日本銀行調査に據る

なほ、これを列國主要都市における物價指數と比較すれば左の通りである。

	大正三年	開戦後	開戦後	開戦後	開戦後	開戦後	開戦後
	七月	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	第六年
東京	一〇〇	九九・五	一一一・七	一三二・二	一七九・八	二一八・三	二九二・〇
倫敦	一〇〇	一一六・〇	一四六・〇	一九一・八	二二六・八	二三五・一	二九〇・〇
紐約	一〇〇	一〇八・九	一二四・三	一五四・二	二〇三・三	二二二・三	二三二・三

註 右数字は日本銀行調査に據る

右のごとき、三倍に近い物價の騰貴は一般國民の生活を脅威することが少くない。しかし、普通の原因による物價の騰貴と違ひ、物資の不足、配給の不圓滑といひ等しく戦争を主因の物價騰貴であつてみれば、これが低下をはかり、公正なる價格の維持を持続せんとすれば、何うしても國家及び政府の思ひきつたる、いはゆる戦時國策の力を藉りるより外途はない。いま、政府及び國家の企畫した物價騰貴の對策及低下政策の主なるものゝみを記述することとする。

第一、生産の擴充對策

物價騰貴の原因は素より一にして止まらざるべしと雖も、何といつてもその根本は供給が需要に伴はないといふことで、生産を奨勵、擴充して供給の潤澤をはかるといふことが、物價調節策の根本といはなくてはならぬ。

従つて、政府としては、夙に生産擴充第一主義を振り翳して各般の施設、方策を構ずるに

いたつた。例へば、左のごとき施設、奨励をなしたことによつても、その一斑を窺ふことができるであらう。

- (イ) 製鐵所の擴張
- (ロ) 緬羊飼育の奨励
- (ハ) 耕地の整理擴張の奨励
- (ニ) 窒素研究所の設置
- (ホ) 工業試験所の増設
- (ヘ) 蠶業、水産業の奨励

第二、輸入の促進對策

政府は内地における生産の増加をはかるとともに、米麥その他の生活必需品に對してはこれが輸入を促進して一層需給關係の圓滑をはかることゝした。

これがためには、大正六年以後これ等物品の輸入に對して輸入關稅の減免を斷行した。即ち左のごときものである。

(イ) 米、粳、大麥、小麥及小麥粉輸入關稅の減免

大正七年十月三十日勅令第三七三號及大正七年十一月一日勅令第三七四號により、大正七年十一月一日より大正八年十月三十一日まで米及び粳の輸入税を免除し、大正八年三月二十七日法律第二七號及び同日勅令第三九號により大正八年三月二十七日より同年十月三十一日まで大麥及び小麥の輸入税はこれを免除し、小麥粉の輸入税はこれを輕減した。

その結果これ等諸品の本邦市場に及ぼせる影響をみるに

- (1) 正米は大正七年十一月上旬において四十二圓から三十八圓、先限は三十三圓から三十二圓に低落した。
- (2) 大麥は大正八年三月において十四圓四十五錢であつたものが、四月においては十四

圓十錢にこれ又低落した。

(3) 小麥は大正八年三月において、十八圓八十三錢であつたものが、四月においては十八圓十二錢と七十一錢方の低落を示した。

(4) 小麥粉は大正八年三月において、一俵四圓三十八錢であつたものが、四月においては一躍四十二錢方の低落をみたわけである。

右のごとく、これ等穀類の調節は概して良好であつたとみてよろしい。しかして、米及び小麥等の輸入税の減免の期限は、大正八年十月三十一日までであつたものが、その後米麥等の價格が低落しない許りでなく、漸時騰貴の傾向を辿るにいたり、大正八年十月における米、大麥、小麥及小麥粉の價格は、正米五十一圓、大麥十七圓、小麥二十五圓四十錢、小麥粉五圓三十五錢と依然として低落せざるをもつて、輸入税の減免期間を大正九年十月三十一日まで更らに一ヶ年間延長してこれが對策に當つた。

同年九月末には遂に前年十月に比し二割九分乃至五割六分の低落を示したるをもつて、政

府は爾後さらにこれを繼續するの必要なしと認め、米、粳、大麥、小麥及小麥粉の輸入税減免は大正九年十月三十一日限りこれを打切つた。

(口) 大豆、生牛肉、鳥卵、綿織絲及綿織物の輸入税免除

大正八年十一月二十七日勅令第四七八號及第四七九號により大正九年十一月三十日ま

で大豆、生牛肉、鳥卵、綿織絲及び綿織物の輸入税を免除した。

右輸入税の免除により市場に及ぼせる影響を窺ふに左のごときものである。

勅令公布當時

(八年十一月中旬)

(九年一月中旬)

大豆(龍山大豆一石)	三一・二五	三二・二六
生牛肉(英百斤)	六七・〇〇	六五・〇〇
鳥卵(鶏卵地玉十貫)	五九・五〇	四七・〇〇
綿織絲(二十番手一捆)	七四〇・〇〇	六八五・〇〇

綿織物(内地向天笠牡丹一反)

一一・六〇

一一・五〇

右によつても判る大豆以外のものは稍々その価格の低落をきたした。

しかして、政府は第四十二議會に勅令第四七八號の事後承諾案を提出したるも、解散のため貴族院通過の運びにいたらざりしをもつて、大正九年三月二十四日勅令第五一號をもつて、該勅令の效力を將來に對し失はしむることとした。

併しながら、當時右五品の價格は、

大豆 三二・五八

生牛肉 七六・〇〇

鳥卵 四一・五〇

綿織絲 七〇五・〇〇

綿織物 一一・七五

にして、鶏卵を除く他の商品はみな昂騰の趨勢にあるをもつて、同日勅令第五二號及第五三

號をもつてこれ等商品に對する輸入税を免除することとし、三月二十五日から九年十一月三十日まで輸入税を免除し、その輸入の促進をはかることとした。

その後、大正九年十月にいたり左表のごとく、大豆、綿織絲及び綿織物の三品は價格の下落をみるにいたり輸入税免除の必要なきにいたつたので、右期間満了とともに元のごとく輸入税を復活した。又、生牛肉及び鳥卵の二品に對しては、その價格寧ろ騰貴を持続せるをもつて、右二品に關しては猶一ヶ年間輸入税の免除を繼續することに決定した。

大正八年十月末

大正九年十月末

騰落割合

大豆	三二・二五	一一三・九八	(一)	五・五
鳥卵	五五・五〇	六六・〇〇	(十)	一・九
生牛肉	五四・〇〇	五八・〇〇	(十)	〇・七
綿織絲	六六〇・〇〇	三六五・〇〇	(一)	四・五
綿織物	一・六〇	・九一	(一)	四・三

第三、輸出の統制及制限

國內における物資の需給を圓滑にして物價の調節をはからんとするためには、生産の擴充、増加をはかるとともに輸入の促進、輸入の増加を促す必要があるわけであるが、更らに或種の商品に對しては輸出の制限及輸出統制を行ふ必要がある。

大正三年九月發令された農商務省令第二二號輸出貨物取締令は、ヨーロッパ大戰により海外からの輸入困難となつた原料品の國內の在荷を保有する必要から發令されたものであることはいふまでもなく明かなことである。

しかして、大正六年以後物價の騰貴その勢ひを加ふるにいたるや更らに價格調節の意味をも含めて國內生産品といへども、該省令に追加せられ一時は該省令中に存在するもの數十種の多き上る現狀であつた。しかし、それがために物價騰貴の勢ひを緩和したことも少くなかつた。

しかるに、大正七年一度び休戰條約締結せられるにいたるや各國競つてその輸出禁止を解除するにいたつた。

わが國においても大正九年においては、僅かに米、麥、小麥粉、綿織絲製紙用パルプ及び肥料等の價格調節を目的としたるもの數品を残すのみで、他商品は殆んど全部解禁されるにいたつた。

しかして、これ等諸商品に對しても、大正九年十月末日限り輸出貨物取締令を廢止するとともにその輸出を自由に復活することとした。

第四、暴利取締令の發令

ヨーロッパ開戰以來物價の奔騰は底止するところを知らざる有様であつたが、その原因はいふまでもなく經濟界の異常の殷賑といふことと、國民購買力の旺盛とにもとづくものといはなくてはならない。が他の理由は時局到來以來奸商輩が徒らに横行して、不自然に物價を

釣り上げたといふことに歸することができる。

爰において、當時の農商務省は、これが取締監督の必要上各國の立法令を斟酌して大正六年九月一日附をもつて、暴利を目的とする賣買の取締令を農商務省令として發令するにいたつた。

いま、この内容を窺ふに、米穀類、鐵類、石炭、綿絲及綿布、紙類、染料、藥品等生活に必要な各種の品目につき急激なる市價の變動を誘起し、因つて暴利を得るの手段として賣惜しみ、又は買占めを爲し又は爲さんとする者に對し豫め戒告を發し、猶ほ聽かざるにおいては、三ヶ月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處することとしたわけである。

第五、外國米管理令の制定

諸物價昂騰の勢ひにともなひ大正六年に入りて米價も漸騰の傾向をしめしたが、大正七年に入りては特にその甚だしきを加へるにいたつた。

しかして、いふまでもなく米はわが國民生活中最も必要ないはゆる必需品で一日もこれなくしては生活できない有用品である。従つて、米價の昂騰といふことは、國民生活の不安動搖を招く原因ともなるので急據特殊の調節方策を講ずる必要があるので、政府は大正七年四月二十五日附勅令をもつて、外國米管理令を制定し即日これを施行した。

第六、穀類收用令を發令

大正七年八月に入りて、米價の奔騰益々甚だしくなり、これがために各地にいはゆる米騒動なるものゝ頻發をみるにいたつたことは世間周知の通りである。

米騒動鎮靜のためには、種々の手段を講じたわけであるが、もつとも注目すべきものは各地に米の廉賣を開始したことである。それととも米の自然的移動困難となり、米價又公正なる價格を維持することが困難におちいつたので、遂に政府は意を決して緊急勅令をもつていはゆる穀類收用令を制定し、已むを得ざる場合においては餘剩米を收用するの途を開くに

いたつた。

なほ、従來米穀取引所の受渡米は内地米及朝鮮米に限りたるも、米價調節の必要から大正八年四月から十二月限まで、その受渡米に台灣米及外國米を代用せしめ以つてその流入を容易ならしむる方策をとるにいたつた。

第七、木材及木炭の生産擴充

木材については従來も年々一定量の拂下げを實行し來れるか、建築材料の騰貴をきたすや政府は極力その豫定量の生産に努むるとともに、賣拂上調節の用に供する數量を増加した。

木炭は、従來林地更新の必要上その副産物として製造するに過ぎなかつたのであるが、木炭の市價暴騰するや政府は木炭の供給を豊富にするがためにその生産擴充を畫策し、従前から引つゞき取引せる官廳その他に對しては、従前の供給量を限度として供給しその他は凡てこれを炭價調節の用途に供する途をはかつた。

第八、戰時船舶管理令の發令

ヨーロッパ開戦以來、わが國對外貿易の進展と、内地における物資流通の激増とは海陸輸送力に多大の不足を訴ふるにいたつた。殊に海上運賃のごときは甚だしきは十數倍に暴騰したから彌が上にも物價騰貴の一大原因をなすにいたつた。

従つて、政府は大正六年九月二十八日緊急勅令を發して、戰時船舶管理令を制定し以つて外は聯合與國との共同運輸の實を擧ぐるとともに、内は運輸の統制をはかりて貨物の流通を圓滑ならしむることに力めた。

いふまでもなく同令の内容は、許可なくして日本船舶を外國に貸附又は外國の港灣内の運送に従事することを禁ずることができぬわけである。又政府は必要に應じて船舶の運送賃を制限することができるのみならず、船舶並に造船設備の徵發さへも行ふことができるわけである。

これみな運輸力の不足若しくは運賃の騰貴からくる物價の騰貴を防止せんとするに過ぎないのである。

第九、鐵道輸送の無賃及割引制

時局とともに船舶の不足と船舶による輸送賃が驚くべき騰貴をきたしたため、いはゆる大量貨物たる石炭、木材、穀類等の流通が鐵道輸送に流れてきたことは事實である。

しかし政府は鐵道運輸の公企業的性質に鑑み運賃の引上げを行ふことだけはしなかつた。たと僅かに大正七年九月よりは多少の引上げを實行するの止むを得ざるにいたりたるも、これが實施に當りては除外例を設け日用食糧品のみは引上げを行はなかつた。

なほ、大正八年夏においては一定の期間をかぎり、米、麥その他の重要食糧品に對してのみ鐵道運賃を無賃とし、或は一割五分乃至三割の割引を斷行して、いはゆる端境期における米その他の食料品の配給を圓滑にするとともに價格の騰貴の防止をはかつた。

當時の政府が戰時時局とはいひ乍ら、鐵道の建設及改良に意を注いだことは注目し得る事柄で、物資の需給の圓滑と物價騰貴の防止のために全力を盡しつゝあつたことがわかる。

第十、海産物の廉賣市場開設

鯨肉は従來關東地方においては食用に供することをせず、専ら肥料用としてのみ用途に供したわけであるが、政府は時局の必要から鯨肉の廉賣市場を開設してこれが普及に力めしめた。しかして、先づ最初に東洋捕鯨株式會社に勧誘して公設市場の利用及び市内の廉賣をいはしめた。

なほ、堪察加の鹽藏鮭鱒は従來對支輸出の目的として相當の成績を擧げてゐたわけであるが、時局から排貨問題など内地食糧問題の解決策として、露領水産組合に勧誘し、公設市場を利用して廉賣せしむることとした。

又、オコツクノ鹽鱈はアメリカ向輸出品としてこれ又相當の活躍をしてゐたわけである

が、アメリカにおける開鮮の滞貨と内地食糧問題の現状に鑑み、日本漁業會社に勧誘して廉賣の途をはからしめることとした。

第三編 戰時戰後における

各國の經濟施設 (一)

第一節 ドイツの貿易統制制度

(一)

戰爭時局につきものは物價の騰貴といふことであるが、なかんづく、最も異常の變調を齎すものは、國民の生活に直接の關係ある、いはゆる生活必需品である。戰爭勃發により直接勞働力を喪失するものは、ひとり農村、漁村にかぎられたことではなく、あらゆる生産職場において、遭遇する事實である。一方米穀、漁肉の食糧品をはじめ、綿絲布、人絹等の衣類

の原料品等にいたるまで、戦時動員令下においては、平時に比べてツツト需要は増す事となる。

ヨーロッパ大戦中、ドイツは、六三〇万人の國民を動員し、そのうち戦死したのも一八〇万人の多數に上つてをり、ドイツ全土をあげて、生産労働力の過少を訴えざるを得なかつたわけで、それがため、食糧品、衣類等のいはゆる必需品は、四、五割の暴騰をきたしたわけである。

戦ひに勝つ必須條件は、戦術、軍略の必要であることはいふ迄もないことであるが、これと併せて、思想の強化、戦費の豊富、潤澤といふことではなくてはならぬ、殊に蔣政権の顛落の早いか、遅いかの時期も、わが軍のよく長期戦に耐え得るか否やの點も懸つて、この後者の戦費財源の調達如何にあるといへる。

政府が、國民精神の總動員を叫ぶとともに、消費統制、消費節約を口にせざるを得ざる所^も、爰においてハツキリ認識できるわけである。

(11)

いまヨーロッパ開戦當時におけるドイツの經濟状態、及び外國貿易の實況、並にこれが戦争に及ぼした影響につき一瞥をこゝろみることとする。

開戦當時におけるドイツの對外貿易の總額は、實に二百億麻以上に達し、ドイツの商品は世界の凡ゆる商品市場において、その姿をみせない所はない位、優勢で、然かも益々發達せんとする趨勢にあつた、いま戦前五ヶ年間における、輸出入の數字をみれば、左の如き發展ぶりをしめしてゐる。(單位百萬麻)

年次	輸出	輸入	合計
一九〇九	八、五二七	六、五九四	一五、一二一
一九一〇	八、五三四	七、四七五	一六、四〇九
一九一一	九、七〇六	八、一〇六	一七、八一九

一九一二年	一〇、六九二	八、九五七	一九、六四九
一九一三年	一〇、七七〇	一〇、〇九七	二〇、八六七

右の如く、ドイツの外國貿易は輸出入ともに著しく増加せるが、この増加の割合は、輸出貿易において遙かに大なるをしめして居る、しかしてこの事實はいふ迄もなくドイツの輸出工業の迅速なる發達ぶりを意味するものに外ならない。さらにこのドイツの輸出貿易をイギリスのそれに比較すれば、イギリスは一八九〇年、五十三億八千四百萬麻、一九一二年、九億四千四百萬麻であるが、ドイツは同一の時期において、三十三億二千七百萬麻より、八十九億五千七百萬麻に増加した。

即ち、右の如くイギリスの輸出貿易の増加率は、八四パーセントにすぎないに拘らず、ドイツは一六九パーセントの増加をしめて居る。

かくの如きドイツの著しい發展ぶりは、主として、ドイツ商人のいはゆるドイツ魂的不撓の精神と、倦むことを知らない努力の結晶によることは、勿論なるも、國家の施設、政策も

亦與かつて大いに力あつたといはなくてはならぬ、素々ドイツは、極端なる保護貿易主義の國であることは、周く世人の知るところであるが、ドイツの外國市場における縦横無盡の發展ぶりは、ドイツ商人の才能と、努力と、國家の保護政策の一致の力に歸しなくてはならぬ。しかも、彼等は内にありては「カルテル」の組織の強化により、外にありては「ダンピング」の方法によつて、極力、世界市場における、販路の開拓と、擴張に力め着々として、その基礎を固めてきたわけである。

(三)

しかして、貿易の發展は、當然の結果として、内地産業の隆盛を促すと、一方海運業及び金融業に、異常な刺戟をあたへ、然も、ドイツの尤も誇りとする科學の進歩を、彌が上にも促したことはいふ迄もなく瞭かなことである。

しかしながら、ドイツの外國貿易は、元來二つの大きな弱點をもつて居る、その一つは、

年に巨額の輸入超過を示してゐたこと、他の一つは、輸出品の原料が、悉く輸入に依存しなければならぬことであつたわけである。前にも掲げた数字によつても判るとほり、戦前ドイツは、年々十數億麻の輸入超過をしめせるが、これは主として、運賃、保険料、外債の利子等によつて、やうやく決済することを得たわけである。然れども第二の弱點たる原料品の輸入は、本質的のもので、如何ともすることができない状態におかれてゐた、即ち、諸外國から、各種の原料品を輸入し、それにドイツ特有の高度の理化學的加工を加へて、商品を精製し、その精製品を再び世界各國の市場に輸出することは、ドイツの外國貿易の著しい特徴で、ドイツの對外貿易の基礎は、全く原料諸外國に依存するといふも過言ではない、ヨーロッパ戦争開始、五六ヶ月前ドイツの半官的軍海軍年報「ナウチクス」誌上に現れた一論文は、ドイツの外國貿易が、ドイツ國民經濟上、如何に重要な役割を占めてゐるかを論じたもので、「若し一朝わが外國貿易にして崩壊せんか、織物、皮革、および衣服製造、造船、食料品製造等の、職場に従事せる六百萬の同胞は、直ちに生活の資を失ひ、その他の貿易業に従事

せる千七百萬の國民も、亦窮乏に苦しみ、飢餓に瀕するならん、しかも同胞よ、忘る勿れ、吾人は、外國貿易てふ稀代の殿堂を建設せるも、その基礎は、甚だ狹隘にして、且つ貧弱なるを、その根底は、外國に存して、決して、内國に在らず、我に食料品と、原料とを賣りて、我より製造品を購入する外國の意向如何に依ればなり、彼等が、わが國と交易するの意向を絶ち、又は必要を認めざるにいたらんか、爰にわが輸出貿易は忽ち壊滅すべし」と、いつて居る。

右の如き情勢なるをもつて、開戦と同時に、ドイツの外國貿易は、殆んど全く杜絶の運命に遭遇せざるを得なかつた、原料品の輸入が全く杜絶するにいたつたのは勿論、製品の販売も亦、殆んど塞がるゝの已むなきにいたつたわけである。

ドイツが、戦争中僅かにその貿易を繼續し得たるは、實に、オランダ、スカンジナビヤ、その他の隣接國にすぎなかつた。さらに一層ドイツを困難に陥らしめしは、食料品の不足とらふことである。らふ迄もなく、ドイツは、嘗に工業原料品のみならず、綿絲布、肉類、脂

肪類、野菜類等、食料品にいたるまで、殆んど、すべての品を、外國の市場に仰がねばならなかつた。

(四)

前述のごとく、戦争の開始は、ドイツの産業と、貿易にとつて、全く致命的の打撃をあたへた。それゆへに、ドイツは、開戦と同時に、朝野を擧げて、原料品、および食料品の自給策と調節策とに、國を擧げての運動を開始した。即ち、貨物の輸入の上に、制限を加へるとともに、食料品の自給奨励、及び工業の原料品については、代用品の發明、發見が旺んに奨励された。しかして、他方、國內産業の維持と、中立國との貿易の増進については、凡ゆる方策をもつて、保護と、奨励とが實行されるにいたつた。いま、ここにこれ等の保護及び奨励施設の一端にふれることを許されたい。

第二節 ドイツの貿易上の制限

戦時中におけるドイツの貿易政策は、原則として、原料品、食料品の輸出を禁止し、これ等商品の輸入を奨励した。又精製品、贅澤品の輸入を禁止し、これ等商品の輸出を極力奨励するにあつた。しかして、原料品、食料品とも、時を経るに従ひ、その取締り干渉は、漸時嚴重の度を加へるに至つたわけである。

一九一四年七月三十一日、獨、露、獨、佛の國交斷絶すると同時に、ドイツ政府は「輸出及通過貿易禁止法」を發令して、家畜、畜産物、食料品、飼料並に軍需及び藥品等の輸出、及び通過貿易を禁止した。(但しこの禁止によつて、國內商工業の被る打撃を緩和する必要上、例外規定を設くるの權能を帝國宰相に與へた) 次いで、八月四日には「臨時輸入奨励に關する法律」を公布し、食料、飼料その他の物資の供給を十分ならしむるため、その輸入を

奨励することに力めた。この法律は四ヶ條からなり、戦争繼續期間にかぎり、麥類以下十九種の貨物に對する輸入税免除、および輸入に關する法律上の制限を、全部又は一部解除する権能を、聯邦參議院に附與する制度を設けた。しかし、參議院は、即日この法律にもとずいて布告を發し、小麥以下四十九種類の食料品、飼料その他の貨物の輸入税を免除した。尙又一九一四年八月四日には、同じく彼の有名なる、いはゆる「授權法」の發布をみるにいたつた。

この法律は、戦時中における經濟上の緊急處置をとるべき権限を、聯邦參議院に附與したものである。即ち同法第三條にもとづき、戦時中における、經濟上の損害を除去するに必要と認めらるゝ法律上の諸方策は、聯邦參議院においてこれを制定し、次期の帝國議會に提出し、若し議會の要求ある場合には、これを廢止することを定めたるものである。それ故に、この法律の實施とともに、聯邦參議院は、經濟上緊急と認める命令を發することを得るにいたりたるを以て、以後必要に應じて、迅速且つ自由に各種の政策を實行し得るに至つた。

第三節 絶對的輸入の禁止制

右の如く、開戦當初においては、單に軍需品、食料品等の重要物資の輸出を禁止するとともに、原料品、食料品等の輸入を奨励する範圍の施設を制定したにすぎなかつたが、戦争が、いはゆる長期戦に這入るとともに、ドイツの經濟状態は、文字通り愈々困難の度を加へるにいたつた。従つて、この範圍の取締立法では、到底目的の達成は困難をつけるにいたつたので、輸出入の取締に、ヨリ以上の制限を施すこととなつたわけである。

即ち、一九一六年二月二十五日には「必要ナラザル物品ノ輸入禁止ニ關スル」命令を發して、一切の贅澤品、その他の不必要と認むべき物品の輸入を禁止する制度をもうけた、その法文は左の通りである。

第一條 帝國宰相ハ、必要ナラザル物品ヲ、ドイツ國境ヲ越ヘテ輸入スルコトヲ、追ツテ規定スルマデ

禁止シ、且ツ禁止施行ニ必要ナル處置ヲ採ルノ權限ヲ附與セラル

第二條 帝國宰相ハ、第一條ニ依リテ、輸入ヲ禁止セラレタル物品ノ目錄ヲ公告スベシ
帝國宰相ハ、第一條ノ例外ヲ許スノ權限ヲ附與セラル

第三條 本會ハ公布ノ日ヨリ効力ヲ有ス

さらに又、一九一七年一月十六日には「輸入ノ規律ニ關スル」次の如き命令を發して、輸入の嚴禁にます／＼拍車をかけることゝなつた。

第一條 ドイツ帝國ニ境ヲ越ヘテ、貨物ヲ輸入スルハ、唯管轄官廳ノ許可アル場合ニノミ之ヲ爲スコトヲ得

第二條 第一條ノ規定ニ反スル行爲ニハ、戰時禁制品ニ關スル同盟關稅法ノ處罰規定ヲ適用ス

帝國宰相ハ、同盟關稅法ニ依リテ沒收セラルル貨物ハ、一定ノ官廳ニ買收ノタメ提供セラルベキ旨ヲ命ズルコトヲ得

第三條 略ス

第四條 帝國宰相、本會ノ施行ヲ發ス、又第一條ノ規定ノ例外ヲ許可スルノ權限ヲ附與セラル

第五條 本會ハ、公布ノ日ヨリ効力ヲ有ス

帝國宰相、之ガ失効期日ヲ定ム

しかしして、同日ドイツ帝國宰相は「輸入の規律ニ關スル命令ノ施行ニ關スル告示」を發布して、「貨物輸入ノ許可ハ、在ベルリン帝國輸出入許可委員之ヲ與フル」旨を規定實施したるのみならず、その他の詳細の規定をもうけて、貨物の輸入については、細大もらさず、一々政府の許可を受けざるべからざる制度をもうけるに至つた。

右の外、貨物の輸出入に關する命令が、戰時中、發せられた數は、數へるに遑ない程澤山あるが、要するに、原料品、食料品の國外流出を極力防止するとともに、その輸入をできるだけ流入するにあつたわけで、殊に精製品、贅澤品その他の不必要品の輸入を、絶対に門戸を閉して這入つてこない方策をとつたわけである

第四節 經濟省の創設と實業家の 國策參與制

第一、中立國貿易の獎勵

戰時中、世界各國との交通、貿易を殆んど全く遮斷せられたドイツが、僅かに交通、取引をゆるされたる中立國との貿易政策に力を注ぎたるは、決して怪しむに足らざることである。しかして、これがためには、種々の政策を行つたわけであるが、なかんづく、最も力を注ぎたるは、ドイツの自然的乃至技術的獨占到屬する、鐵、石灰、化學製品等の輸出を禁止して、近隣の中立國を牽制したることである。しかして、なるべく多くの原料品、食料品を自國に輸入せしめんことに力めた。

ドイツの製造業者及び貿易業者は、戰前においても、イギリス品、フランス品、等を大い

に模倣し、或は變更して、外國の市場を荒し廻つたわけであるが、戰時中に、一層この方法を利用して、自國品の進出に力を注ぐところがあつた。

即ち、自國の商品を、聯合國に輸出する根據地として、スイスを選び、同國に假想的輸出會社を組織し、模造品に、イギリス又はフランスの商標を附して、旺んに製品の輸出をはかつた。又一方、中立國に工場を設立して、その所有者を匿名とするなどの手段をとるにいたつた。しかして、この方法は、戰後ドイツの外國貿易恢復策の一手段として、旺んに利用され、いはゆる、ドイツ商人一流の技巧によつて、十二分に活用されたものである。

第二、營利を目的としない輸出會社の設立

ベルリンにおいては、政府の援助の下に、營利及び營業を目的としない輸出會社を設立した。その目的とするところは、戰時及び戰後過渡期における、外國貿易を促進するにあるが、設立當時は主として「ウクライナ」との貿易獎勵を促すにあつた。

帝國政府は、會社に對して事業の監督權と、幹部の任命權をもつてをり、且つ高級事務員の任命にたいしても、その認可を要する制度である。しかして、政府は、設立の當初、商工業者各半數より、その幹部を任命した、その他、貿易促進の必要から、シンジケートや、カルテルの組織會社の新設等々施設するところあつたが、右の輸出會社の設立のごとき、最も特殊のものといふことができる。

第三、工業集中の強化

戦前、すでにドイツは、旺んに企業聯合を行ひ、これによつて、工業上の協力と、能率増進と上に貢献したことは偉大なものがあるが、開戦後においては、合同的機運は、愈々促進せられ、殊に鐵鋼業、織物業、鑛山業、金屬業、化學及機械工業、並にこれ等事業と、關聯せる他の諸工業においては、この傾向は特に著しいものがあつた。しかして、これ等の合同は、主として政府の命令に基いて行はれたるものにして、戦時中における原料品分配方

法を簡易ならしめんとするの目的にすぎない。

それ故に、この合同は政府の強力的威嚇によつて、實現をみたのが、大部分であつて、政府としては、若し合同に参加せざる工場、會社にたいしては、原料品の供給を絶ち、或は工場會社の閉鎖を命じてまで、これが實現をはかつた。

されば、この問題については、多少の反對もあり、又議會においては、相當質問も繰返されたわけで、一九一七年十月三日、衆議院における質問に對して、副宰相ヘルフェリツヒ氏は、生産者を保護するとともに、消費者の需要を充たす戦時施設として、已むを得ない旨強調し次の如く述べて居る、「強制的同業者聯合を組織するに當りては、帝國宰相は、その獨斷をもつて決行したるにあらずして、當該工業界の代表者をして、これが決定に參與せしめた。且つ合同は、一方消費者の要求に應じ、他方生産者を保護せんとする目的に出たものにして、戦時非常の施設たるにすぎないけれども、事業の種類により、又事情によつては、戦後と雖も、必要とするであらうとの意見を述べてゐる。

第四、ドイツの窒素事業の國營

開戦の後、智利硝石の輸入杜絶以來、ドイツが最も苦心したのは、窒素事業の發達といふことである。即ち、窒素は軍需品の原料としては勿論、肥料としても、ドイツにとり缺くべからざるものである。それ故にドイツにおいては、官民擧つて空中窒素製造の改良に意を用ひた結果、一九一八年秋においては、戦前における、智利硝石の總産額に等しき量を生産することが出来たといはれて居る。

第五、ドイツの電氣事業の國營

ドイツの電氣事業の國營は、一九一五年以來熱心に研究せられて居た。政府獨占の目標は、電力の生産及び分配を經濟的に行ふと同時に、巨額の戦費を補填する一策として主張されてきた。聯邦政府は、最も早くより、國營の方針を決定し、先づ「エルベ」地方における

國營窒素事業に關聯して、大電氣事業の管理、經營に着手した。しかして、この事業の獨占は、漸次擴張するにいたつた。政府の獨占事業の擴張については、種々の計畫を行ふところがあつたが、その中最も規模の廣大なるものは、何といつても、ベルリン大學教授バロツド氏の計畫だといへるであらう。いま、その概要を示せば、先づドイツの各植民地から勞働の大徵發を行つて、百萬人餘の勞働者を賦役せしめ、これによりて、國庫にたいして、年々五百萬麻の收入を確保する途をはかつた。同時に、電氣、酒精、煙草等々の事業を、凡て政府の獨占下におさめやうとしたのであるが、この計畫は實行にはいたらなかつた。

第六、諸種の研究所の設立

開戦後のドイツが、食料品、原料品等々の代用品の發明、ないし改良等のため、また他面、産業増進の資料となるべき、材料を得るため設けたる研究所、調査所等は數へるに遑もないほど數多くあるが、そのうち主なるものとしては、ウキルヘルム皇帝物理研究所、食料

品化學研究所、ドイツ鐵研究所、サクセン王國織物化學研究所、同染色化學研究所、同纖維素研究所、同機械學研究所、同電氣工學研究所等は、その主なるものである。右ウキルヘルム皇帝物理研究所は、ドイツ有数の學者、科學者を動員して、組織したもので、これに物質的補助を與へ、重要、かつ緊急なる物理的諸問題を體系的に攻究せんとするものである。

第七、補助金の下付と懸賞の附與

ひとり、研究所にたいする補助のみでなく、汎く、補助金の下付により、又は懸賞金の附與によつて、いはゆる民間における諸種の事業の發達助成に力めることゝした。その一例は、ウキルヘルム皇帝家畜獎勵會の如き、その著しい例で、同會は、普國ライン農會の發起によつてなり、その資本には、同農會の斡旋にかゝる、ウキルヘルム皇帝即位二十五年記念資金をもつて、これに充てゝ居る。

しかして、同會の事業の主なるものは、家畜の改良、増殖をはかり、併せて、飼料の改善

をはかるにある。

これがため、兎角不足がちに陥つた肉類、脂肪類の補給に、大きな貢獻をなすことゝなつた。

第八、戰時經濟博物館の設立

一九一七年末、ライプチヒに戰時經濟博物館と稱する大博物館が設立された。この博物館の目的とするところは、戰時中における、ドイツの經濟狀態全般にわたつて、通俗的、かつ系統的に表現し、現代の利用に供するとゝもに、後世子孫の教材として裨益せんとするにまつた。しかして、これが設計にあつたものは、ドイツ商工界における三大權威の團體、即ちドイツ農業會議、ドイツ商業會議、ドイツ手工業及産業會議共同して擔當の任にあつた。

いま、館内における陳列品の主要部門を示せば次の通りである。

(イ) 帝國各聯邦及市町村の戰時施設
(ロ) 農業、工業、商業、交通業の戰時適應力及び愛國的貢獻
(ハ) 各種協會、團體、商會及び個人の戰時事業

右のうち、交通に關する部分の設計には特に意を用ひ、ライプチヒ商業會議所、單獨にこれに當り、内地における交通即ち鐵道、郵便、電信、航運、市街鐵道、輕便鐵道、運送業等に關する材料を蒐集、整理して陳列したのである。

第九、東洋經濟研究所の設立

一九一五年、八月ベルリンに、獨土經濟研究本部なるものが設立されたのであるが、さらに、これを基礎に、一九一八年春、東洋經濟研究所なる常設機關を設立するにいたつた。

右研究所の組織は、組合組織にして、その目的は、ドイツ近東間、殊に土國との經濟關係を密接、親善にし、かつ近東の經濟事情を調査して、經濟的親獨運動を促進するにある。

しかして、同研究所は、事業の性質上、二部門に分ち、一部では、經濟的實地家にたいする最高顧問の任に當り、いま一部では、學術的研究に従事して、その研究の成果を普及、宣傳するにある。

第十、東洋に關する實業教育

ドイツは、戰時中といへども、決して實業教育を等閑に附するやうなことはしなかつた。戰時中、戰費は、年々驚くべき巨額に達したに拘らず、政府は、屢々教育費の増額を斷行した、しかして、就中、ドイツ政府が、最も力を注ぎたるは、工業教育の充實と、商業取引上に必要なる外國語の研究とであつた。

戰前ドイツの學校においては、必修外國語としては、英語と佛語にすぎなかつたが、戰時中これを擴張して、スペイン、オランダ、スエーデン、ノールエー等の國語を開始し、更に東洋語及び東洋經濟事情に關する特別の教授を開始することとなつたのである。

第十一、帝國經濟省の新設

戦前ドイツにおいては、商工業に關する政策を行ふ特別の機關なく、その事務は、専ら聯邦參議會に屬する商業交通委員會と稱する常設委員會と、外務省通商局と、及び内務省の諸局とに分屬し、不便少なからざりしをもつて、戰爭勃發するや、政府は新たに戰時工業委員會なるものを設けて、特に戰時に於ける諸種の經濟政策を實行するの機關とした。それ故に、この戰時工業委員會と、内務省とをしていはゆる戰時經濟に關する専務を管掌せしむることゝしたわけである。

併しながら、戰爭の擴大ととも、いはゆる戰時施設、戰時政策が漸時増大する傾向あるに鑑み、朝野の學者、實業家のうちには、新たに商務省を特設して、戰時應急の用に供すべきものだといふ意見が、擡頭するにいたつた。ついに政府もその必要を認めるにいたつたが、一九一七年十月二十一日の勅令を以て、從來、帝國內務省に屬したる事務を二分して、内務

省及び新設の帝國經濟省を以て分掌せしむることゝした。しかして、同月三十一日、帝國宰相は、帝國內務省及び帝國經濟省の事務分掌に關する告示を發布して、所管事務の分擔をあきらかにした。それによれば經濟省に屬する事務は次のとおりである。

- 一、勞働者保護（疾病、罹災、廢疾者及遺族保險、日曜休業その他）慈善施設、雇傭人保護、勞働市場、その他社會政策に關する事項
- 二、動員及復員の經濟關係に關する事項
- 三、産業並に保險に關する事項
- 四、産業組合經營銀行及び土地抵當銀行に關する事項
- 五、住宅保護に關する事項
- 六、海運、内水路航行、並郵便汽船連絡、カイゼル、ウイールヘルム運河及戰時海運被害管理に關する事項
- 七、河水及び湖海漁業に關する事項

- 八、度量衡制度に關する事項
 - 九、農業的及林業的生物学に關する事項
 - 一〇、商業及商業政策、殊に通商條約に關する事項
 - 一一、農業及工業經濟問題に關する事項
 - 一二、戰時經濟施設並に報復的經濟施設に關する事項
 - 一三、關稅及租稅法の經濟的方面に關する事項
 - 一四、展覽會に關する事項
 - 一五、外國產業事情に關する事項
 - 一六、一般統計に關する事項
 - 一七、對外商品販賣統計に關する事項
 - 一八、銀行及取引所制度に關する事項
- 右の事務範圍に準じて、帝國經濟省の管轄を次の如く定めて居る。

- 一、勞働者保護常設展覽會
- 二、取引所委員會
- 三、取引所附屬名譽裁判所の上級裁判所
- 四、禁止定期賣買の懲戒處分に關する控訴委員會
- 五、カリー工業に關する分配署
- 六、カリー工業に關する控訴委員會
- 七、海運に關する技術委員會
- 八、帝國工業及化學試驗所監督官
- 九、港務局
- 一〇、海上罹災取調官廳
- 一一、統計局
- 一二、度量衡檢定委員會

- 一三、農業的及林業的生物學研究所
- 一四、帝國保險局
- 一五、運河局
- 一六、私營保險監督局
- 一七、帝國雇傭員保險署
- 一八、帝國戰時經濟仲裁々判
- 一九、帝國輸出入許可委員會

二〇、帝國商船復興委員會及戰時經濟並に戰時各種會社に關する中央機關（陸軍或は戰時食糧省の管轄に屬するものを除く）

この他、智能的財産權及び産業の法的保護に關する事項（例へば專賣特許及産業保護法委員會）は、その性質上、經濟省の管轄に屬することく解されるのであるが、右の事項はすべて司法省の管轄に屬することとした。右の如く、經濟省の管轄事務は、頗る廣汎にわたり、

ひとり商工業のみにかぎらず、労働問題、交通業に關する事務をも管轄することとしたを以て、當時商工政策と、社會政策の兎角對立係争の多い二つの事項を、同じ經濟省管轄として、併せ行はしむるは正鵠を得たるものではないといふ輿論が相當多かつた。當時、アプト博士のごときは、經濟省は、單に商工業に關する政策のみを行はしむることとし、労働問題、その他の社會政策を實行する機關としては、特に帝國労働省を新設せざるべからざる所以を力説した。またウエベル博士のごときも、一人の國務大臣をして、商工政策と社會政策を併せ行はしむるは國策運行上よろしくないといふ意見を吐露した。

第十二、實業家の國策參與

經濟省の機構、組織であるが、經濟省の組織、機構は、農工商業界と常に密接なる連絡、提携をはかつて、經濟國策の圓滑を計らうといふにある關係上、實業界各方面より代表者を招聘し、名譽職の資格をもつて、一般執務に參與せしむることとした。しかして、この代表

者は各専門委員長たらしめ、委員長は必要に應じて、更に關係實業界より、その幕僚委員を採用、選任する制度を実施した。

制度運用上における実績は、どうであるかといへば、選任採用した代表者は、その數、約四百名に達したるが、そのうち約百名を限つて、實務に就かしめることとして、各委員會に配置することとした。

猶、右の名譽職的委員會々員の外、委員會における執務をもつて本職とする、いはゆる準官吏の事務員を選任採用した。これ等事務員は、官吏には非ざるも、参事官と、同資格をもつて省務に参加するものにして、若干年の期限を経過することに、これを退職せしめて、新候補者を採用して、常に變遷しつゝある實業界との連絡、提携に當らしむることとした。

その後、一九一八年十月、更らに勅令を發して、從來經濟省に屬したる社會政策に關する事務を分離して、新たに設置せらるべき、帝國勞働省の管轄下に移すこととした。こゝにおいて、はじめて、經濟省は、純粹の獨立した、いはゆる商工業政策のみを運用、管理する機

關として、名實ともに十分の活動を續けることとなつたわけである。

第十三、その他の戰時施設

(イ) 船舶補助法の發布

ドイツ船舶業は、開戦當初は甚大の打撃を被りたるが、大戦第二年の終りごろから、各造船所はいちどるしい活況をきたし、大型商船の建造はあひ次いで起るといふ活況を呼んだ。いま、イギリス側の概算によつても判るとほり、一九一七年初期における、ハンブルグアメリカ汽船會社は、三十五萬トンの商船を建造し、又北獨ロイド會社は、二十五萬トンを建造しつゝあつたといふことである。これより先、一九一六年春、時の内務次官リヒター博士は「戰時戦後當分の間、最も緊要なるは實に多數の商船を所有するにある」と宣言したが、大藏大臣もこの言に和して「この目的のために、相當に巨額の資金を準備しつゝある」旨を、

聲明して政府の覺悟のあるところを表明したのであるが、同年十一月にいたり、ついに「獨逸海運業回復に關する法律」を發布して、船舶業の保護を實行するにいたつた。いまその主要條項を擧ぐれば左の如くである。

第一條 當該大臣は、ドイツ海運業回復のために請求を受けたるときは、ドイツ商品の所有主にたいして、補助金を與ふことを得、但し次の場合に限る

第一項 船舶が戦争又は外國政府の採れる手段の結果潰滅し、又は破損の程度大なる場合、船舶及装具の填補を目的とするとき

第二項 戦争により、ドイツ植民地又は外國に、船舶が抑留せられ、又は航行を妨碍せられたるがために生じたる維持費●入渠料、船員給料を調達するを目的とするとき

第二條 當該大臣は、前條に該當する船舶の乗組員にたいし、其の滅失したる所有物を賠償することを得

第四條 補助金は、第八條に基き設けられたる帝國委員の同意を経て支給す

法律上、補助金請求權を有することなし

第七條 補助金の支給を受けて建造したる船舶は、建造の日より十年間は、外國人、外國會社又は外國に家を持ち、若しくは繼續的に居住するドイツ人に引渡すことを得ず、但し當該大臣の許可ありたる場合はこの限りにあらず、この種の船舶を、一部又全部外國港間の運輸に使用する目的を以つてする備船契約につきても亦同じ。當該大臣は、補助金を返還せしむる權利を有す。

本條に違反し、又は違反せんとしたる者は、三年の禁錮、又は五萬麻の科料、若しくは兩者を併せ課することを得

第八條 帝國委員會は、各七名の委員及代理員よりなり、當該大臣の推舉に基き聯合會議によりて任命せらる

第十二號 本法條規の實施に必要な金銭は、年々豫算中より調達す。一九一七年度において、三億麻を、臨時戦時費中より支出す。

といふのであつて、相當嚴罰的な制裁こそ設けてゐるが、積極的補助をもつてのぞんでゐる。尙、これをもつて足れりとせず、一九一五年には、貨物にたいする船腹の政府管理を實行した。

(ロ) 貨物に對する船舶の政府管理

一九一五年聯邦參議會は、命令を發して、ドイツの國籍を有する船舶をドイツ人以外の者及び外國籍に移すことを禁止した。しかして、その翌年には、又決議して「ドイツの造船臺はすべてドイツ船舶建造のために使用せしめ、ドイツの船は外國の商港に出入するため、その船腹の三分の一以上にたいする運賃契約を締結すべからざる旨」發表した。

さらに、戰時體制の一線に沿ふべく一九一七年夏には、備船契約にたいし、思ひきつた制限を加へた。即ち、

「一九一六年十二月二日以後、登簿噸數五千噸以上のドイツ商船にたいして、締結したる

備船契約は、平和宣言とともに效力を失ふべし。但し、過渡經濟に關する帝國委員が、豫めこれに同意を與へたる場合は、此の限りにあらず、此の場合と雖も、この同意は、絶對的の效力を有するものにあらず。其の後にいたりて、これを撤回するを得べし。本條に違反するものにたいしては、六ヶ月の禁錮、又は一萬麻の科料、若しくは兩者を併せ課することを得」

と定め、これ亦嚴罰をもつて、戰時國策の擴充に力めた。

第十四、戰時の食糧施設

戰時中、ドイツがもつとも困難を感じたことは、食糧の不足であつて、これが補給策と、調和策に苦心したるは想像以上のものがある。ひとり、農漁山村にかぎらず、戰時における勞働力の喪失は、彌が上にも、凡ゆる物價の騰貴を招來することゝなるわけだが、六三八萬の動員にたいし、一八一萬の戦死者を數えたドイツのごとき、最もこの事實に直面したわけ

である。

ドイツにおいても、生産、消費あらゆる部門にわたつて、統制の強化、實現をはかつたわけだが、第一に着手したのは、戦時食糧局の設置といふことであつた。

(イ) 戦時食糧局及食糧省の新設

一九一六年夏、ドイツは、總動員下における食料に關する事務を掌らしむるため、帝國宰相監督の下に、いはゆる戦時食糧局なるものを設置した。その組織、構成は普通の局制とかはりはないが、その任務、使用の範圍は、左のごとき特色をもつものである。

- (1) 收穫年度の端境期(七、八月)における食料供給に盡力すること
- (2) 帝國內における凡ての食糧品につき調査を行ふ
- (3) 物價の暴騰を防止し、公平なる分配を計ること
- (4) 戦時經濟を平時經濟に誘導すること

更に、一九一七年八月三十日の勅令により、戦時局における食料問題關係事務をも併せて行ふこととし、尙戦時體制下の應急の必需に應ずるため、その地位を高めて省をおくことゝなつた。

(ロ) 食糧の生産統制

戦時中におけるドイツ政府が、食料品の輸出入に極端なる統制々限を加へたることは、世人の記憶に新たなるところであるが、一方内地における生産の増加に大いに力を注いだことも注目せねばならぬ。すなはち、農産物の生産増加を計るために

一、土地改良組合の設置奨励

二、國有林の利用

三、未耕地の徵集

四、建築用空地の利用

五、甜菜耕地の轉用

等々、あらゆる方法を講ずるとともに、農業労働の供給に關しては、中央労働紹介所を設置し、佯磨の勞力を利用するとともに、一方學生の農業労働援助を奨励せしむる方策をとつたわけである。

その他、收穫期における、勞力の不足を補はんがためには、種々の方法を採用することゝした。

かくの如く、凡ゆる方法を講じて、食料品の生産増加に力めたわけであるが、それと同時に、他方においては、又代用品の發明改良をはかり併せてこれが使用に意を用いた。

一九一七年十一月の調査によつてみれば、これ等代用品の数は、一萬種以上に達してをり、その中、食料の代用品は、七千種にも上つてゐるといふ、好成績を示した。しかして、その著しい實例は、一九一六年末の大凶作にあたり、ドイツ人の常食たる馬鈴薯の代用品として、コールリユーベを食用したことで、かうした實例は、枚舉に遑ないほど澤山ある。

(ハ) 食糧品の配給統制

食料の生産にたいして積極的統制を行つた政府は、引きつゞき配給、流通にたいしても、統制の實現にあつた。すなはち、食料品の内地取引についても、嚴重なる干涉を行ひ、食料品の在高を調査して、消費量を制限すると同時に、先物の賣買を禁止し、最高價格を制限したのみならず、物によつては、政府に徴集して專賣制を實施した。また國內における分配の圓滑をはかるためには、食料品の運賃を輕減する途を採用した。

(ニ) 食糧品の消費統制

ドイツが戰時中、いかに食料品の不足を訴へてゐたかといふことを知る事實は、一九一五年一月末麵麩の消費を節約する方法として、切符制度を採用したといふことである。しかし、ドイツは引つゞき、肉類、牛酪、砂糖、馬鈴薯等々にも、この制度を採用したことによ

つて、雄辯にこの事實を裏書きすることが出来る。その他、穀類、澱粉等を飼料、酒造用に使用することを或は禁止し、或は制限する方策をとつた。又残滓の利用、共同炊事場の設置等、凡ゆる手段を講ずる途をとつた。ドイツのごとき日頃、調査と研究の最も、行届いた國においてさへ、右のごとく、盗人を見て繩を縛ふの憾みなしとしないのであるが、他の國においては、到底、このドイツとは、比較すべくもないのである。

右によつても判る通り、戦時中ドイツが、食料品の補給、調節に對して、施した努力と、苦心は、想像以上のものがあるわけであるが、この施設が稍々完全に行はるゝにいたりたるは、戦争の末期のことにして、當初は、到底所期の目的に沿ふことは不可能であつたわけである。既に記したごとく、ドイツは戦時中あらゆる手段、方法をつくして、國民經濟の維持と、戦争の勝利とに努力したにも不拘、財政上經濟上の破綻はいたるところに續出した。

しかして、ドイツ政府として、最も力をいたしたるは、食料の補給、調節であつたにも拘らず、遂に食糧の缺乏をきたすこととなつたために、世界に誇る軍隊の士氣を沮喪せしめる

こととなり、遂には國民をして、軍國主義を奉ずる國民にたいする信賴を疑はしむるにいたつた。

遂には、膝を屈して和を講ぶの止むを得ざるにいたらしめたわけであるが、戦敗のドイツの慘狀と、媾和條約によるドイツの負擔の加重とは、友邦國民として正視することのできぬものがあつたのである。

第五節 ドイツ戦後の貿易政策

第一、極端なる貿易の統制管理

戦後における、貿易の恢復及び振興の問題は、ドイツが戦時中から、最も意を注ぎたるところにして、なかんづく、食料品、及び原料品の輸入は、戦後もつとも緊急の問題であつたわけである。それ故に、戦後過渡期における、貿易政策としては、どうしても、貿易の統

制、管理の問題に歸着せざるを得なかつたわけで、政治家、學者は熱心にこの問題について意見を唱へつゝあつた次第である。しかして、管理、統制の具體的内容としては大體左の如きものである。

- (イ) ドイツの全船積場所は政府の監督下におく
- (ロ) 原料品の輸入は政府これを独占す
- (ハ) 原料品の輸入量は、戦前の最終年度を基礎として定量す
- (ニ) 一定の商品に對しては輸入を停止す
- (ホ) 政府は、原料品及精製品の輸出を支配す
- (ヘ) 輸入品の分配は、政府管理の下にある特別の組織によりてこれを行ふ
- (ト) 各個人は、外國における債權並に外國において債權を取得するためには使用せらるべき如何なる所有權をも處分することを禁ず

右のごとき、極端なる政府の貿易管理にたいしては、勿論實業界から猛烈なる反對ありた

るため、これをその儘實行することは出来なかつた。しかしながら貨物の輸出入にたいして、非常なる制限を附して、政府が之れに干渉の手を緩めなかつたことは戦争中と少しも異ならなかつた。

第二、貿易振興のための動員設備

(イ) 外務省對外貿易の新設

輸出入に關する監督、その他の事務は、すべて帝國經濟省において管掌してきたのであるが、戦後貿易に關する情報を蒐集、統一するためには、外務省内に對外貿易局なるものを設けることゝした。

同局の目的とするところは、從來經濟に關する外國通信が専門的素養なく、且つ自國における經濟事情にたいし知識を有せないものによつて行はれ、又通信事業に統一を缺いで居た

點等の弊害を除去するとともに、一面外交官及領事官候補者にたいして、課程を定めて政治上並に經濟上の教育を興ふる目的のために設置したものである。

(ロ) 貿易報告及貿易宣傳のための協會

右、外務省の對外貿易局の外、なほ民間においても、諸種の協會等が續々設立されることとなり、或は外國の經濟事情に關する報告の蒐集につとめ、或は、ドイツの經濟事情並に商品の海外宣傳に専ら力めることとした。

(ハ) 外國局

外國貿易振興に對する努力の重複、複雑化を除くために設けられたるものにして、貿易關係諸團體の代表委員よりなる組合の中央會館である。しかして、その活動の範圍は、

A 商工業に關する法規、通商條約、貿易統計等の蒐集、並に目錄の編輯

B 關稅、相場その他の商業資料、商業教育及學術に關する新聞の發行

C 通報局、商業専門學校、商品見本のための倉庫の設立等々を主なるものとした。

(ニ) 輸出組合及シンジケート

貿易發展のために設けられた會社、及びシンジケートは、その數かぞへるに遑ない程、澤山あるが、主なるものとしては、ハンブルグに、本店を有する資本金二千五百萬弗の外國貿易株式會社のごとき、また、外國貿易發達のための工業會社のシンジケートとして、且つ政府の補助を受くるものとしては、鐵工場組合など主なるものである。

(ホ) 外國商業會議所

内地における、商業會議所を一層利用するとともに、外國商業會議所を設けて、ドイツ商

工業界の發展、進歩をはかることは、當時朝野の輿論であつた、しかして、その第一歩として設けられたのが、ポーランドにおける聯合商業會議所で、旺んにドイツ商品の紹介、宣傳にとつとめた。

(へ) 商業興信事業

ドイツは、イギリスの興信事業に倣つて、旺んに、商業興信事業の發達、改良に力めたわけ、この事業は、凡て帝國經濟省の所管に屬せしめた。

(ト) 見本市の統制

大戦によつてドイツの世界經濟上における地位に大變動をきたしたるをもつて、見本市の制度も従來と異つた方法の下に發達せしめなくてはならぬといふので、各都市における見本市を専門的に統制して、當業者に實際的利便を與へることに努めた。しかして、これが發

達、統制に、最も刺戟を與へたものは、ライプチヒの見本市であつて、ライプチヒ位戰時中、長足の發達を促したものは他にその例がなく、數の増加を防いで、あくまで内容の充實にとつとめることに成功した。

第三、保護貿易の拋棄と自由主義への移行

右の如く、戦後ドイツが、あらゆる手段方策を講じて、對外貿易の恢復、復舊に努力しきたれることは明かであるが、これと同時に、最も特筆すべきは、従來の貿易イデオロギーを根本的に轉換したといふことである。即ち、従來の保護貿易主義を、綺麗に變更して、世界各國と協調、平等の貿易をしようといふ、所謂、自由貿易主義に移つたといふことである。

所謂、貿易の國際化が、戦後ドイツの輿論を風靡してきたといふことは、注目すべき現象で、自由貿易國のイギリスが、依然として、保護貿易に終始してゐるのと比較して面白い對照といはなければならぬ。